

第3期

東庄町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

東庄町

はじめに

本町では、平成 27 年 3 月に策定した「東庄町子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」の基本理念や主要な施策等を継承しながら「第 2 期東庄町子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年 3 月）を策定し令和 6 年度までの 5 年間で、子育て応援祝金事業の開始や、子ども家庭総合支援拠点を設置するなどの取組を行ってまいりました。

国においては、急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の増加や子どもの貧困、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和 5 年 4 月に子ども家庭庁が発足され、子どもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する子ども政策の司令塔として期待されています。また、「こども基本法」が同時に施行され、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることが出来る社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを規定しています。

本町においても、引き続き子育て支援を計画的に推進していくため、新たに令和 7 年度から 11 年度を計画期間とする「第 3 期東庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画に基づき、保護者が安心して子育てし、一人一人の子どもが健やかに成長できるよう、子ども・子育ての充実に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました「子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました皆様及び関係団体、関係機関の方々に厚く御礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

東庄町長 岩田 利雄

目次

第1章 計画策定にあたって	5
1. 計画策定の背景と目的.....	5
(1) 子ども・子育て支援をめぐる環境の変化.....	5
(2) 第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画の策定.....	6
2. 計画の法的根拠.....	6
3. 計画の位置づけ.....	7
4. 計画の期間.....	8
5. 計画の策定体制.....	8
(1) 東庄町子ども・子育て会議の設置.....	8
(2) 子育て世帯の実態把握のためのアンケートの実施.....	8
6. その他（「子ども」及び「こども」の表記について）.....	8
第2章 東庄町の子ども・子育て環境の現況	9
1. 統計データで見る東庄町の現況.....	9
(1) 人口の推移.....	9
(2) 世帯の状況.....	10
(3) 出生・死亡.....	11
(4) 合計特殊出生率.....	12
(5) 婚姻・離婚.....	13
(6) 女性の労働力状態.....	13
2. 子ども・子育てを取り巻く環境.....	14
(1) 保育所の設置状況・利用状況.....	14
(2) 認定こども園の設置状況・利用状況.....	14
(3) 放課後児童クラブの設置状況・利用状況.....	15
(4) その他の子ども・子育て支援の状況.....	15
(5) 生活保護受給世帯数の推移.....	16
(6) 障がい児数の推移.....	16
第3章 町民アンケート調査からみた東庄町の現状	17
1. 調査の概要.....	17
(1) 調査の目的.....	17
(2) 調査対象及び調査方法.....	17
(3) 配布数及び回収結果.....	17
(4) 数値の基本的な取り扱い.....	17
2. 町民アンケート調査の結果（概要）.....	18
(1) 母親の就労状況.....	18
(2) 母親：1週当たり就労日数.....	19

(3) 母親：1日当たり就労時間	20
(4) 事業やサービス等の利用希望【未就学児の保護者の回答】	21
(5) 希望する小学校低学年の放課後の過ごしませ方【小学生の保護者の回答】	22
(6) 希望する小学校高学年の放課後の過ごしませ方【小学生の保護者の回答】	23
(7) 児童虐待またはその疑いのある子どもがいたことはあるか	24
(8) 児童虐待を防ぐために、特に有効なこと	25
(9) 家族や親族友人・知人にヤングケアラーはいるか	26
(10) 理想の子どもの数	27
(11) 少子化対策として大切だと思うこと	28
(12) 子育てについて感じていること	29
(13) 幼稚園や保育所に望むこと【未就学児の保護者の回答】	30
(14) 小学校で特に重視すべき教育	31
(15) 東庄町は子育てをしやすい環境と感じているか	32
(16) 子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと	33
第4章 第2期計画の進捗状況	34
1. 計画全体の進捗状況	34
2. 基本目標ごとの進捗状況	35
基本目標1 子育て家庭を支援する地域づくり（進捗率 92.7%）	35
基本目標2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり（進捗率 97.2%）	35
基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり（進捗率 82.5%）	36
基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり（進捗率 95.0%）	36
基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり（進捗率 100.0%）	36
第5章 計画の方向性	37
1. 東庄町における課題	37
(1) 人口減少と少子化の進行	37
(2) 仕事と子育ての両立	37
(3) 放課後の子どもの居場所	37
(4) 子どもの権利の保障	37
2. 計画の基本理念	38
3. 基本目標	39
4. 施策の体系	40
第6章 施策の展開	41
基本目標1 地域における子育て支援の充実	41
基本施策 1-1 子育て支援サービスの充実	41
基本施策 1-2 子育て支援ネットワークの充実	42
基本施策 1-3 支援・相談体制の充実	43
基本目標2 母子保健の充実	44
基本施策 2-1 母子保健事業の推進	44

基本施策 2-2 小児医療の充実	46
基本施策 2-3 思春期保健の充実	47
基本目標 3 子どもの心身の健やかな育成	48
基本施策 3-1 確かな学力の向上	48
基本施策 3-2 豊かな心の育成	49
基本施策 3-3 健やかな体の育成	51
基本施策 3-4 家庭や地域における教育力の向上	52
基本目標 4 子育て環境の充実	53
基本施策 4-1 良質な住環境の確保	53
基本施策 4-2 安全な道路交通環境の整備	54
基本施策 4-3 安全・安心なまちづくり	55
基本目標 5 子どもの権利の保障と子育て家庭の自立支援	56
基本施策 5-1 子どもの権利擁護	56
基本施策 5-2 要保護児童への適切な対応	57
基本施策 5-3 ひとり親家庭等の自立支援	58
第7章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	59
1. 教育・保育提供区域の設定	59
2. 子どもの人口の推計	60
3. 保育の必要性の認定	61
(1) 保育の必要性の認定について	61
(2) 保育標準時間と保育短時間	61
4. 幼児期の教育・保育	62
(1) 量の見込みと確保方策	62
(2) 今後の方向性	63
(3) 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	63
5. 地域子ども・子育て支援事業	64
(1) 利用者支援事業	64
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	64
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	65
(4) 子育て短期支援事業	66
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	66
(6) 養育支援訪問事業等	67
(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	67
(8) 一時預かり事業	68
(9) 病児保育事業	68
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	69
(11) 妊婦健康診査	69
(12) 妊婦等包括相談支援事業	70

(13) 産後ケア事業.....	70
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	70
(15) 子育て世帯訪問支援事業.....	70
(16) 児童育成支援拠点事業.....	71
(17) 親子関係形成支援事業.....	71
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	71
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	71
第8章 計画の推進と進行管理.....	72
1. 役割分担と連携による計画の推進.....	72
2. 計画の進行管理.....	73
第9章 資料編.....	74
1. 東庄町子ども・子育て会議設置条例.....	74
2. 東庄町子ども・子育て会議委員名簿.....	76
3. 計画策定経過.....	77

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

(1) 子ども・子育て支援をめぐる環境の変化

東庄町では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「東庄町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、「延長保育」への対応、「放課後児童健全育成事業」の拡充、また障害児保育への取り組みなどを推進しました。さらに、育児不安を抱える保護者への支援の強化、「子育て支援センター¹」の設置など、子育てに関する支援の強化・拡充に努めました。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立したことに伴い、本町では「東庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んできました。

さらに国は、平成29年6月に「子育て安心プラン」、令和2年12月に「新子育て安心プラン」を公表し、「待機児童の解消」、「保育の受け皿整備」、「地域の子育て資源の活用」、「幼児教育・保育の無償化」等、子育て支援の充実を加速させており、本町では「第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援環境の充実を図ってきたところです。

こうした中、令和5年4月1日に内閣府の外局として「こども家庭庁」が発足し、少子化対策や子育て支援、いじめ対策など複数省庁にまたがっていた子どもを取り巻く課題に一元的に取り組み、子ども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会」²へと作り変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同時に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

さらに、令和5年12月22日、「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

¹ 子育て支援センター…子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。

² こどもまんなか社会…全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) 第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画の策定

本町においては、令和2年3月に「第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが親が、明るく育つまちづくり」を基本理念として、計画に基づく子ども・子育て支援を推進してきました。

「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は5年と定められており、「第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度を以って計画期間を終えました。

しかしながら、社会においては、婚姻率の低下、晩婚化、若年層の経済的不安定など、様々な要因が少子化に拍車をかけており、将来の地域を担う人材の減少、労働力不足や高齢者の増加に伴う現役世代への負担増が危惧されています。

また、子どもや子育て世代の状況をみると、核家族³化や地域交流の機会の減少、子育て世帯の働き方の変化など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や孤立、負担を感じる保護者も少なくありません。

こうした中、本町のこれまでの取組を振り返るとともに、変化を続ける社会情勢及び国や千葉県、本町のまちづくりにおける最上位計画である第6次東庄町総合計画後期基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）の政策分野別の基本方針等を踏まえ、未だ残る子ども・子育てを取り巻く社会課題の解決に向け、「第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の法的根拠

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。
- 「次世代育成支援対策推進法」では、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができることとされています。

また、「行動計画策定指針」において、「市町村行動計画は、子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することができることとされています。

このことから、本計画は「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される、「市町村行動計画」を「第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画」に包含し、一体のものとして策定します。

³ 核家族…夫婦や親子だけで構成される家族のことで、夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や、父親又は母親とその結婚していない子どもだけの世帯。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）■

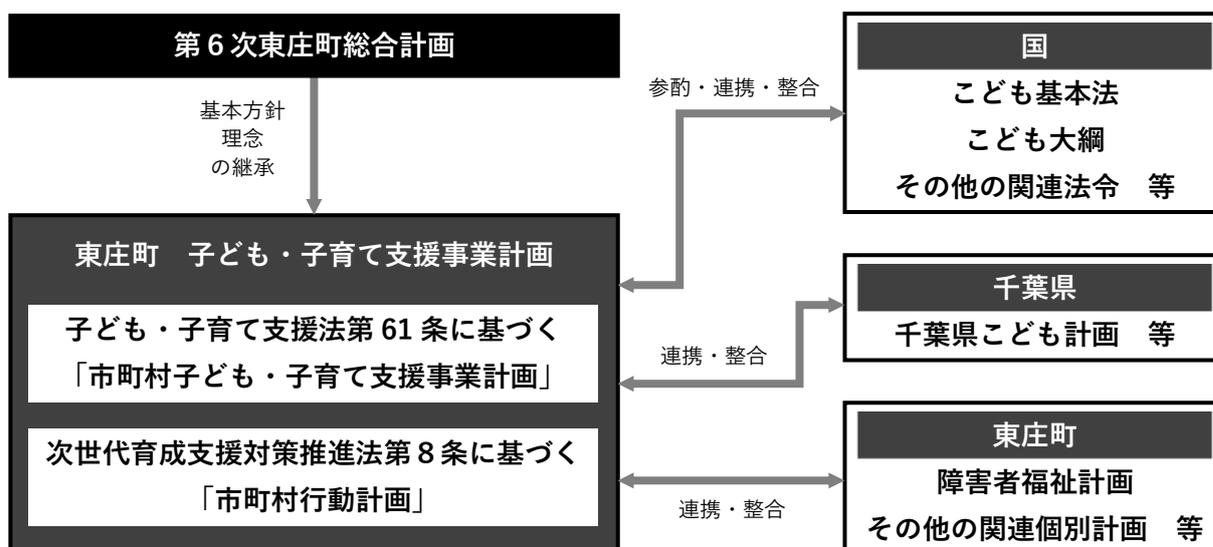
（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第6次東庄町総合計画」の理念や基本方針を継承するとともに、子ども・子育て支援に関連するその他の町の個別計画、国や千葉県の子ども・子育て支援政策等との整合・連携を図り、各種子ども・子育て支援施策を展開します。

■計画の位置づけイメージ■



4. 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画で定められた5年間（令和7年度～令和11年度）とします。なお、計画期間の途中であっても、必要に応じて、随時見直すことができるものとします。



5. 計画の策定体制

(1) 東庄町子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めることとされています。

本計画の策定においては、東庄町子ども・子育て会議設置条例に従って、子どもの保護者、子ども関係団体に属する者、子ども関係団体の推薦を受けた者、教育関係者、保育関係者、学識経験者のうちから町長が委嘱した委員により構成された「東庄町子ども・子育て会議」を設置し、計画に対する意見を聴取しています。

(2) 子育て世帯の実態把握のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学生のいる世帯を対象に、「東庄町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

6. その他（「子ども」及び「こども」の表記について）

令和4年9月15日付の内閣官房発出の事務連絡によると、「こども基本法（令和4年法律第77号）」において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、同法の基本理念を踏まえ、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障される期間を一定の年齢で画することのないよう、平仮名の「こども」表記が推奨されています。

しかしながら、本計画策定時点においては、こども基本法における「こども」の定義が社会に十分に浸透していないことを踏まえ、本計画では、法令に根拠がある場合や固有名詞を用いる場合等の特別な場合を除き「子ども」表記を用いるものとします。

第2章 東庄町の子ども・子育て環境の現況

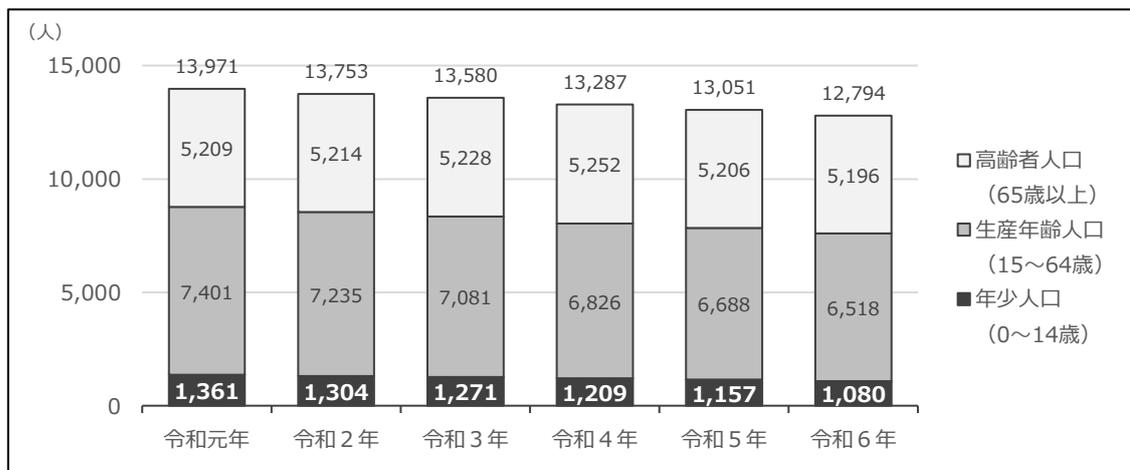
1. 統計データで見る東庄町の現況

(1) 人口の推移

令和元年から令和6年までの総人口は減少傾向で推移しており、令和6年には13,000人を下回り、12,794人となっています。

年齢3区分別でも、すべての区分で人口が減少しており、0～14歳の年少人口は、令和6年4月1日時点で1,080人となっています。

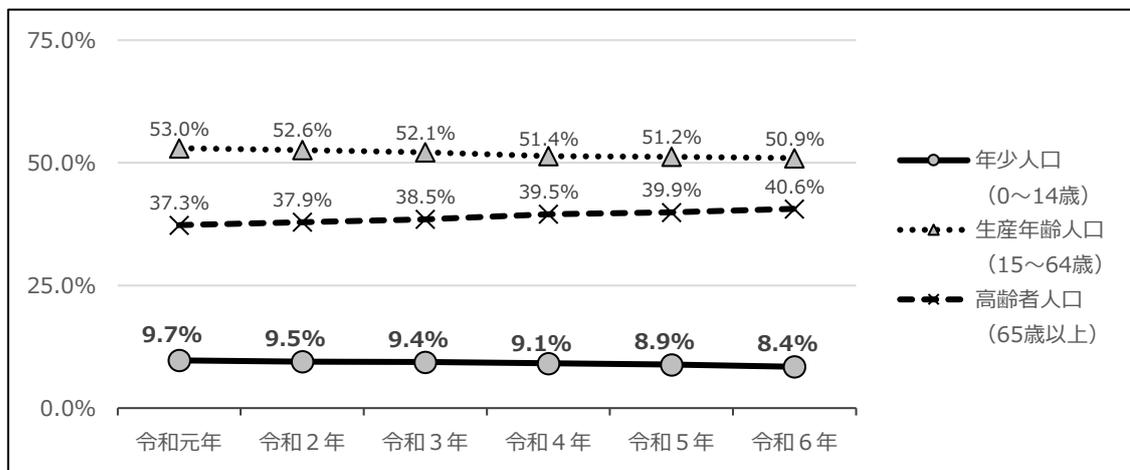
■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、年齢3区分別人口を町の総人口に対する割合で見ると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加傾向にある一方、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口割合の推移■

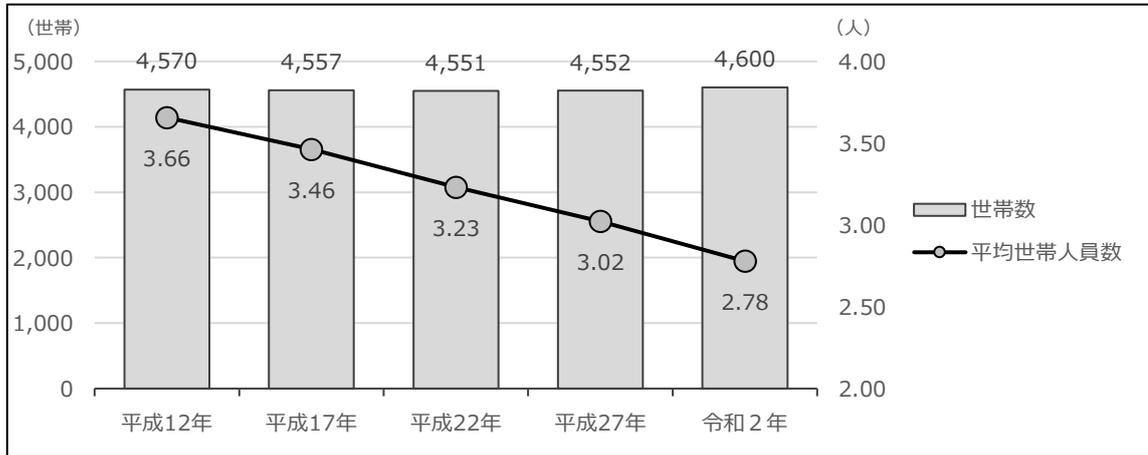


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 世帯の状況

国勢調査によると、本町の世帯数は平成 27 年まで概ね横ばいで推移し、4,500 世帯台となっていました。令和 2 年には 4,600 世帯に増加しています。一方、1 世帯当たりの平均世帯人員数は減少傾向で推移しており、令和 2 年時点で 2.78 人となっています。

■世帯数・平均世帯人員数の推移■

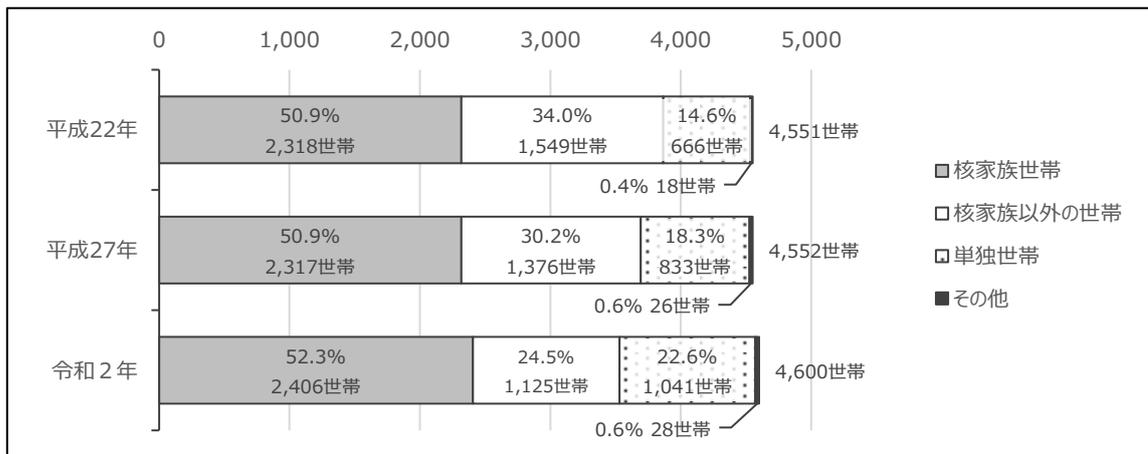


資料：国勢調査

家族類型別の世帯割合をみると、平成 22 年から令和 27 年にかけて核家族世帯割合は横ばいで推移していましたが、令和 2 年には核家族以外の世帯割合が減少し、単独世帯及び核家族世帯の割合が増加しています。

また、核家族世帯の内訳をみると、「夫婦と子供から成る世帯」の占める割合が減少して一方で、「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の占める割合が増加しています。

■家族類型別世帯割合の状況■



資料：国勢調査

■核家族世帯の状況■

	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
	世帯数	割合	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
核家族世帯	2,318	—	2,317	—	2,406	—
うち夫婦のみの世帯	843	36.4%	879	37.9%	934	38.8%
うち夫婦と子供から成る世帯	1,099	47.4%	1,034	44.6%	1,029	42.8%
うち男親と子供から成る世帯	63	2.7%	72	3.1%	85	3.5%
うち女親と子供から成る世帯	313	13.5%	332	14.3%	358	14.9%

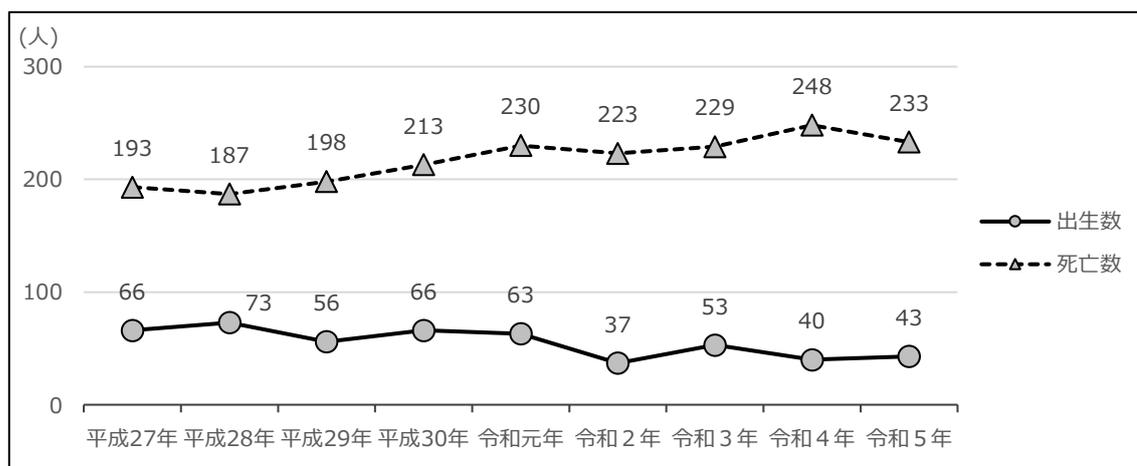
資料：国勢調査

(3) 出生・死亡

平成 27 年以降の出生数・死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向となっており、少子化が深刻となっています。

さらに、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、減少数は徐々に増加しています。令和 5 年実績では 190 人の自然減を記録しており、平成 27 年の 127 人と比較して減少数は 1.5 倍近くとなっています。

■出生数・死亡数の推移■

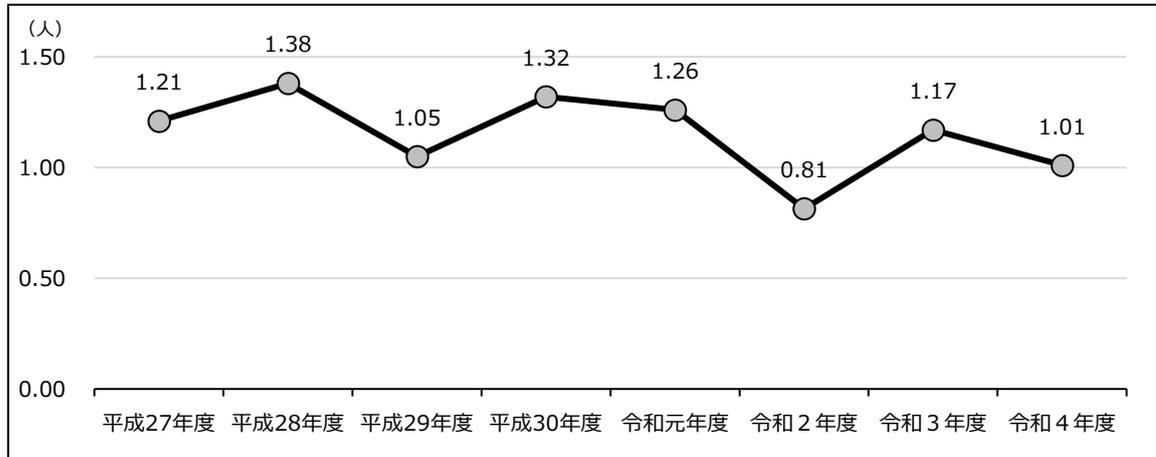


資料：厚生労働省 人口動態調査

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率⁴は増減を繰り返しながら、減少傾向で推移しています。
千葉県や全国の水準と比較しても、低くなっており、人口減少の加速が懸念されます。

■合計特殊出生率の推移■



資料：千葉県 オープンデータ

■合計特殊出生率の比較■

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
東庄町	1.21	1.38	1.05	1.32	1.26	0.81	1.17	1.01
銚子市	1.14	1.04	1.12	0.94	1.01	0.98	0.77	0.86
旭市	1.46	1.42	1.43	1.28	1.26	1.36	1.30	1.18
香取市	1.20	1.16	1.15	1.17	1.05	1.27	0.97	1.04
多古町	1.49	1.04	1.23	1.12	1.06	1.00	0.97	1.12
神崎町	0.97	1.23	1.81	1.33	1.32	1.02	0.77	1.42
千葉県	1.38	1.35	1.34	1.34	1.28	1.27	1.21	1.18
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：千葉県 オープンデータ

⁴ 合計特殊出生率…「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

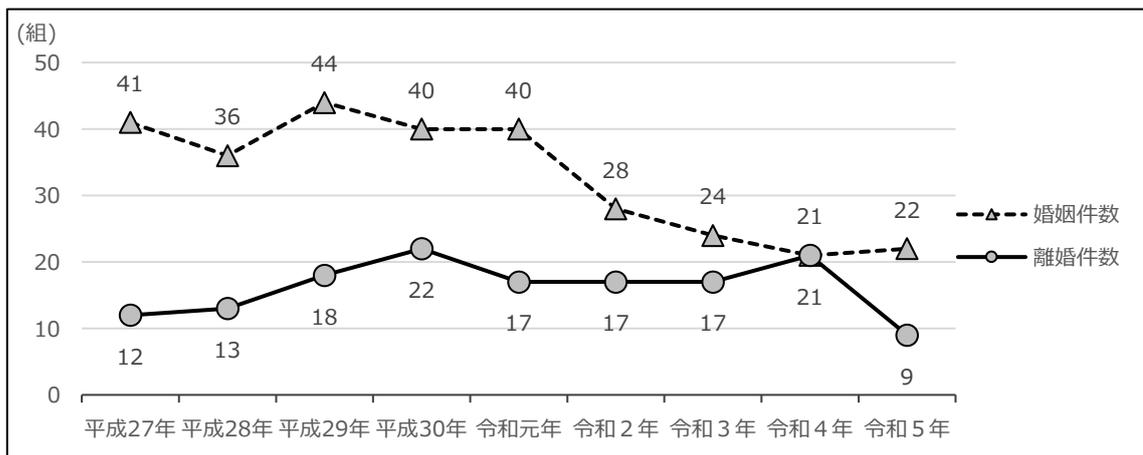
(5) 婚姻・離婚

本町の婚姻数は減少傾向にあり、特に、令和2年から婚姻数が大幅に減少しています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響があったものと考えられますが、令和5年時点でも婚姻数の回復はみられず、出生数への影響が懸念されます。

一方、離婚数は二桁台で推移していましたが、令和5年は9組に減少しています。

■離婚数・婚姻数の推移■

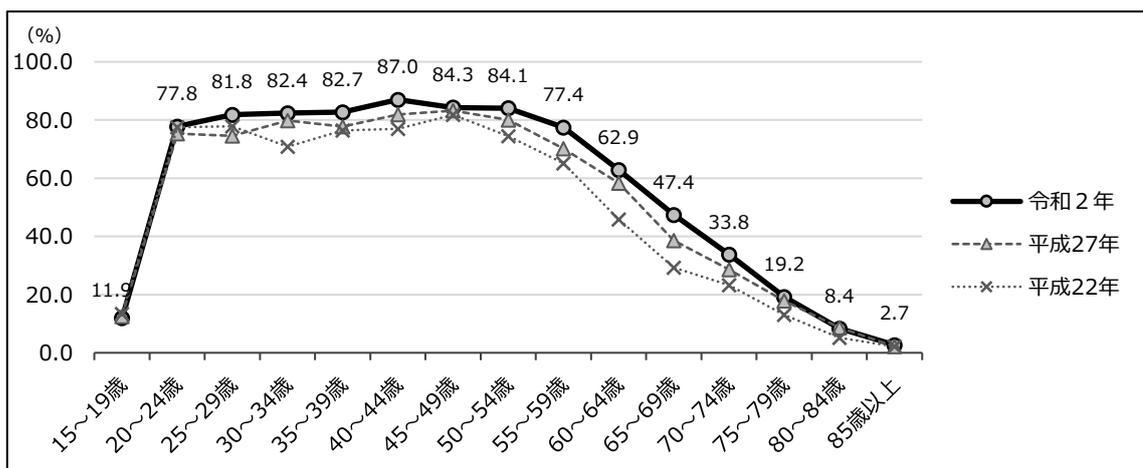


資料：厚生労働省 人口動態調査

(6) 女性の労働力状態

本町の女性の労働力率⁵をみると、令和2年国勢調査結果では、子育て世代での労働力率低下は見られません。

■女性の労働力率の状況■



資料：国勢調査

⁵ 労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことを指し、労働力人口には就業者のほか、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人（完全失業者）を含みます。

2. 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 保育所の設置状況・利用状況

本町では、私立保育所が3園（笹川中央保育園、橘保育園、神代保育園）運営されています。子どもの数の減少に伴い定員数、在籍児童数ともに減少していますが、入所率は9割弱となっており、令和6年度は待機児童は発生していません。

■保育園の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立保育所	園	3	3	3	3	3
定員数	人	260	260	250	230	210
在籍児童数	人	243	226	224	203	182
入所率	%	93.46	86.92	89.60	88.26	86.67
待機児童数	人	4	0	1	0	0

資料：健康福祉課 子育て支援係調べ（各年度4月1日）

(2) 認定こども園⁶の設置状況・利用状況

本町では、公立幼稚園型認定こども園として、町内の幼稚園（橘幼稚園、笹川幼稚園）を1つに統合するかたちで、平成31年4月に認定こども園を1園（こじゅりんこども園）開園し、運営しています。

こども園の目の前にある町立小学校との交流・連携しながら幼児期の教育の充実を図っており、通常保育のほか、預かり保育、延長保育等にも対応しています。

■認定こども園の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園設置数	園	1	1	1	1	1
1号認定	定員	人	20	20	20	20
	在籍児童数	人	10	11	7	5
2号認定	定員	人	50	50	50	50
	在籍児童数	人	37	53	55	47

資料：教育委員会 教育課 学校教育係調べ（各年4月1日）

⁶ 認定こども園…教育・保育施設のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域の子育て支援を行う機能の両方を備える施設。

(3) 放課後児童クラブの設置状況・利用状況

本町では、東庄小学校敷地内において放課後児童クラブを運営しています。
令和6年度時点の定員は120人で、登録児童数は128人となっています。

■学童保育施設の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	箇所	1	1	1	1	1
定員数	人	120	120	120	120	120
登録児童数	人	130	146	172	123	128

資料：健康福祉課 子育て支援係（各年5月1日）

(4) その他の子ども・子育て支援の状況

町内で行われている、その他の子ども・子育て支援は下記のとおりとなっています。
なお、学習支援については、対象者がいなかったため令和6年度は実施されていません。

■子ども食堂・学習支援の実施状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後子ども教室	箇所	1	1	1	1	1
児童館	箇所	1	1	1	1	1
子ども食堂	箇所	0	0	0	1	1
学習支援	箇所	1	1	1	1	0

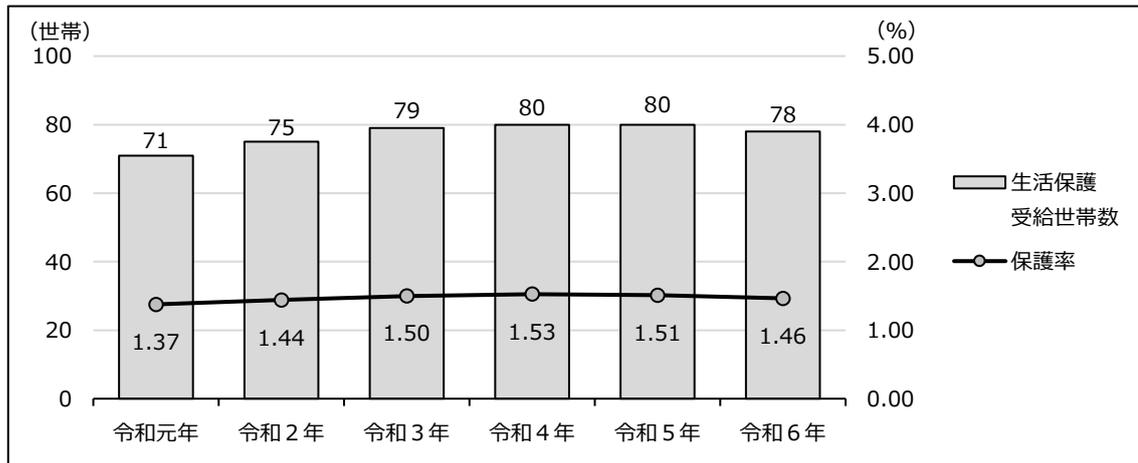
資料：健康福祉課 子育て支援係調べ（各年4月1日）

(5) 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は緩やかな増加傾向で推移していましたが、令和6年は前年と比較して2世帯減少して78世帯となっています。

保護率（一般世帯数に占める生活保護受給世帯数の割合）は令和2年以降、1.4～1.5%台で推移しています。

■生活保護受給世帯数の推移■

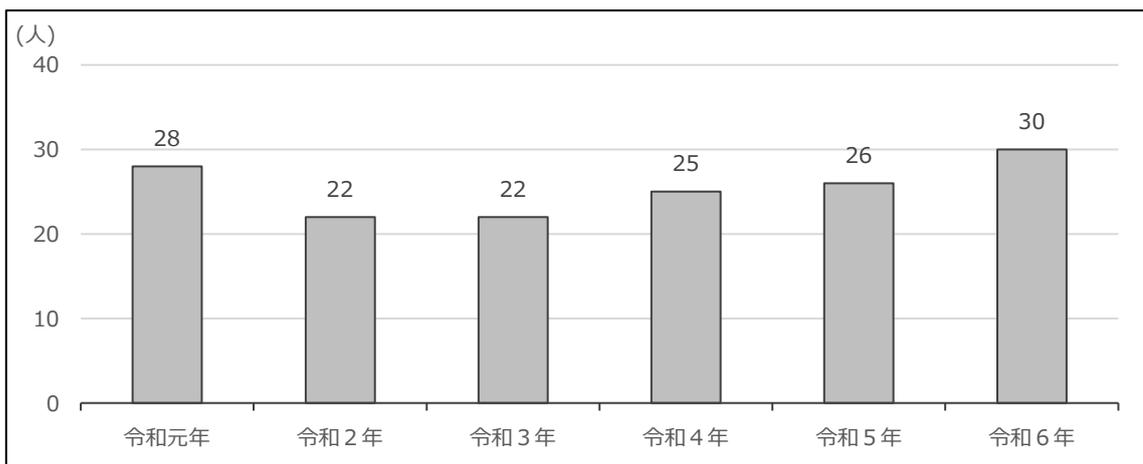


資料：健康福祉課 福祉係調べ（各年4月1日時点）

(6) 障がい児数の推移

障がい児の数は令和2年に6人減少しましたが、令和4年から増加傾向に転じており、令和6年には30人となっています。

■障がい児数の推移■



資料：健康福祉課 福祉係調べ（各年4月1日時点）

※ 0歳以上18歳未満の精神障害者手帳、療育手帳、身体障害者手帳の所持者数

第3章 町民アンケート調査からみた東庄町の現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「東庄町第3期子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定するにあたり、町民の教育・保育事業、各種子ども・子育て支援事業に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、教育・保育、子ども・子育て支援施策の充実を図るため、また、東庄町第3期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	
	未就学児の保護者	小学生の保護者
調査対象	町内在住の未就学児の保護者	町内在住の小学生の保護者
抽出方法	未就学児のいる全世帯	小学生のいる全世帯
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	令和6年4月～5月	令和6年4月～5月
調査地域	東庄町全域	東庄町全域

(3) 配布数及び回収結果

	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	
	未就学児の保護者	小学生の保護者
配布数	233	332
有効回収数	117	170
有効回収率	50.21%	51.20%

(4) 数値の基本的な取り扱い

- 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある間は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い間です。従って、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

2. 町民アンケート調査の結果（概要）

（1）母親の就労状況

※ 主に母親の状況について

問5 宛名のお子さんの「母親」の現在の就労状況（自営業、農業、家族従事者含む）についてお答えください。

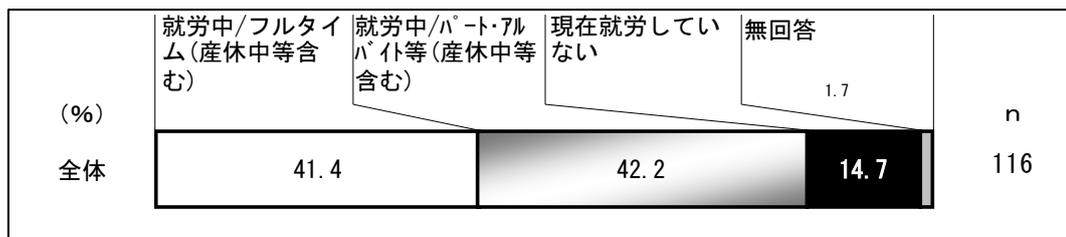


未就学児の保護者では、回答者の83.6%が就労中と回答しており、「就労中／フルタイム(産休中等含む)」が41.4%となっています。

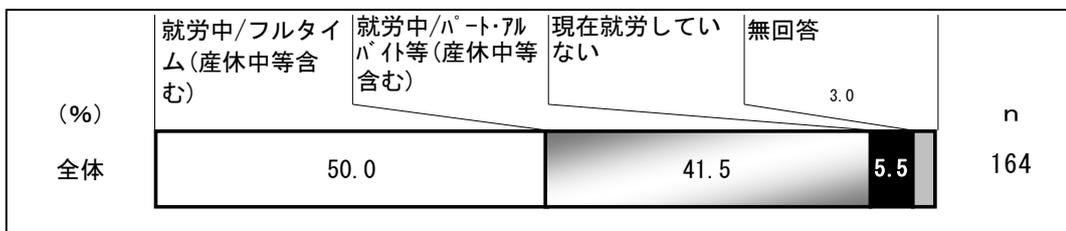
一方、小学生の保護者では、回答者の91.5%が就労中と回答しており、「就労中／フルタイム(産休中等含む)」が50.0%となっています。

子どもの成長に伴い、フルタイムで就労する母親が増える傾向がみられます。

■母親の就労状況（未就学児の保護者）■



■母親の就労状況（小学生の保護者）■



(2) 母親：1週当たり就労日数

※ 問5で「1」または「2」に○をつけた方のみ

問5-1 現在の、1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。

① 母親：1週当たり就労日数

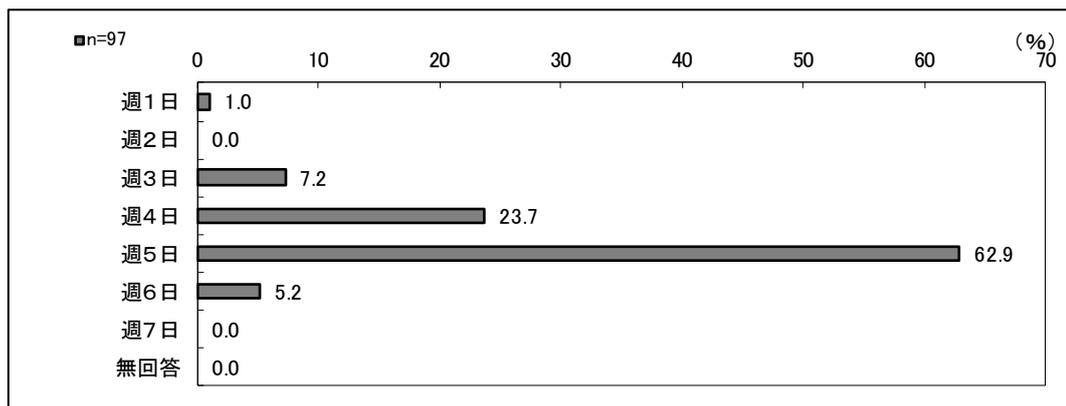


未就学児の保護者では、母親の現在の1週当たり就労日数“4日以上”が回答者の91.8%を占めています。

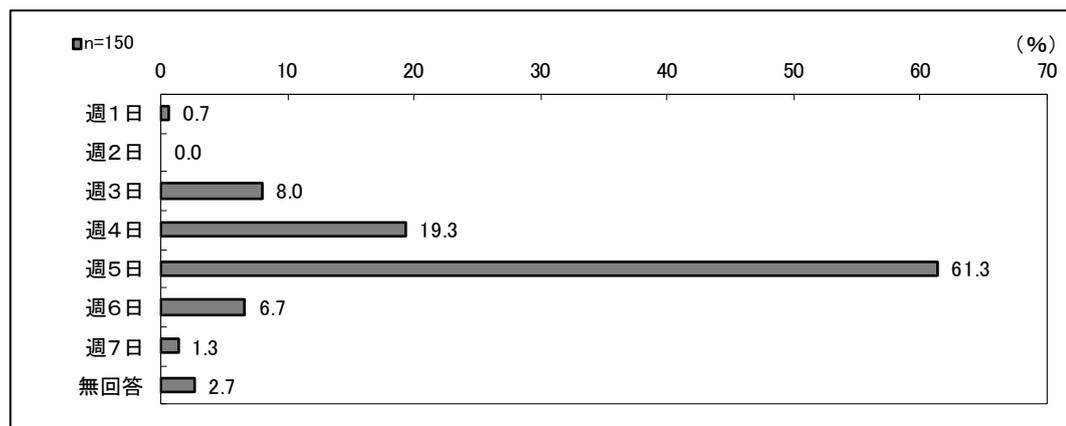
小学生の保護者では、母親の現在の1週当たり就労日数“4日以上”が回答者の88.6%を占めています。

いずれも、週4日以上就労が回答者の大半を占めており、未就学児の保護者・小学生の保護者の回答に大きな傾向の違いは見られません。

■ 母親：1週当たり就労日数（未就学児の保護者） ■



■ 母親：1週当たり就労日数（小学生の保護者） ■



(3) 母親：1日当たり就労時間

※ 問5で「1」または「2」に○をつけた方のみ

問5-1 現在の、1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。

② 母親：1日当たり就労時間

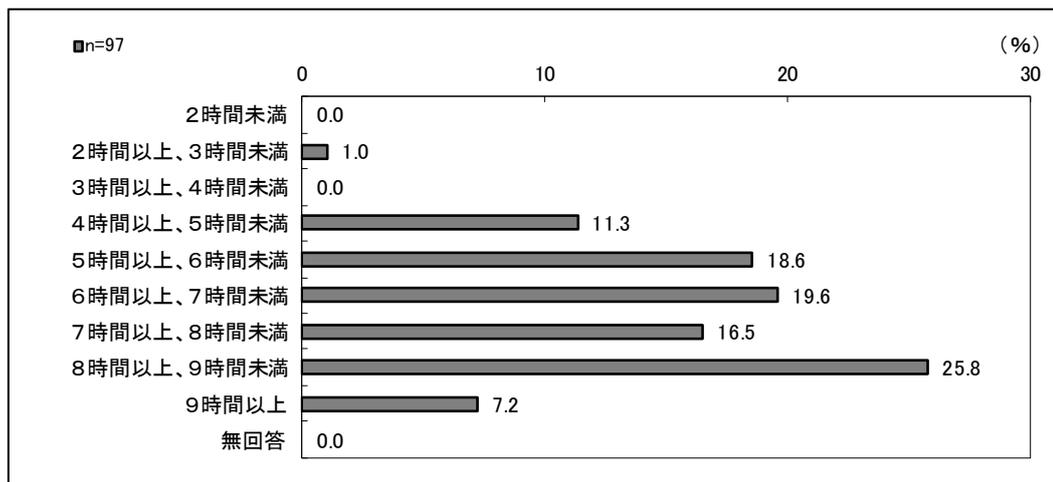


未就学児の保護者では、母親の現在の1日当たり就労時間“6時間以上”が回答者の69.1%を占めています。

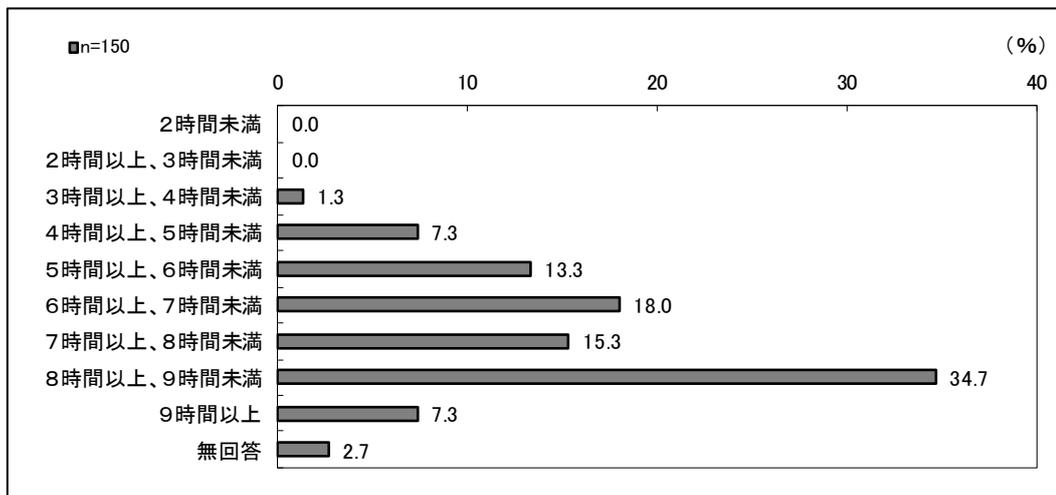
小学生の保護者では、母親の現在の1日当たり就労時間“6時間以上”が回答者の75.3%を占めています。

1週当たり就労日数では、未就学児の保護者・小学生の保護者の回答に大きな傾向の違いは見られませんでした。1日あたり就労時間では、小学生の保護者の方が長時間の就労をする割合が高い傾向となっています。

■ 母親：1日当たり就労時間（未就学児の保護者） ■



■ 母親：1日当たり就労時間（小学生の保護者） ■



(4) 事業やサービス等の利用希望【未就学児の保護者の回答】

※ 未就学児の保護者のみ

問 10 下記の事業やサービス等で「(1) 知っているもの」や、「(2) これまでに利用したことがあるもの」、「(3) 今後、利用したいと思うもの」についてあてはまるものすべてに○をつけてください。【複数回答】

(3) 今後の利用希望

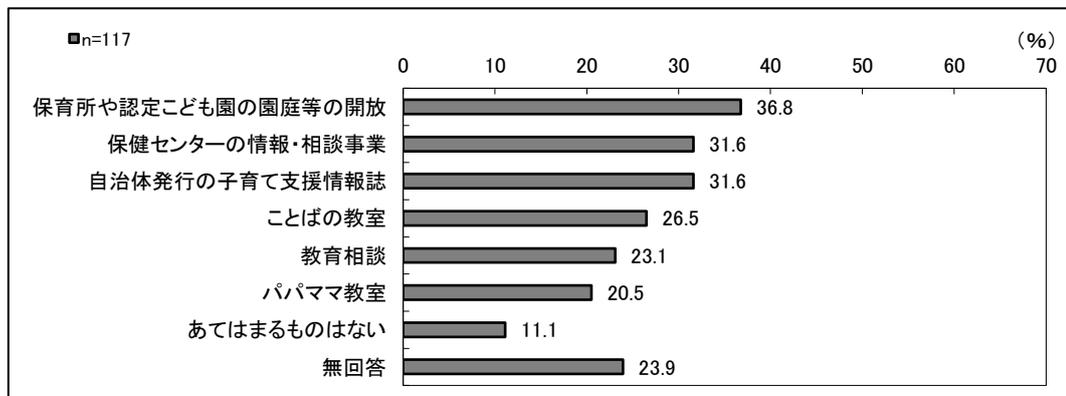
1. パパママ教室, 2. 保健センターの情報・相談事業, 3. ことばの教室 (どんぐり教室), 4. 教育相談, 5. 保育所や認定こども園の園庭等の開放, 6. 自治体発行の子育て支援情報誌 (子育てガイドブック), 7. あてはまるものはない



「保育所や認定こども園の園庭等の開放」(36.8%)が最も高い割合を占めています。
「保健センターの情報・相談事業」(31.6%)、「自治体発行の子育て支援情報誌」(31.6%)、「ことばの教室」(26.5%)、「教育相談」(23.1%)、「パパママ教室」(20.5%)がこれに続いています。

「あてはまるものはない」は11.1%となっています。

■ 今後の利用希望 (未就学児の保護者) ■



(5) 希望する小学校低学年の放課後の過ごしませ方【小学生の保護者の回答】

※ お子さんが小学校1～3年生の保護者のみ

問9 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）の間、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか（過ごさせたいと思いますか）。

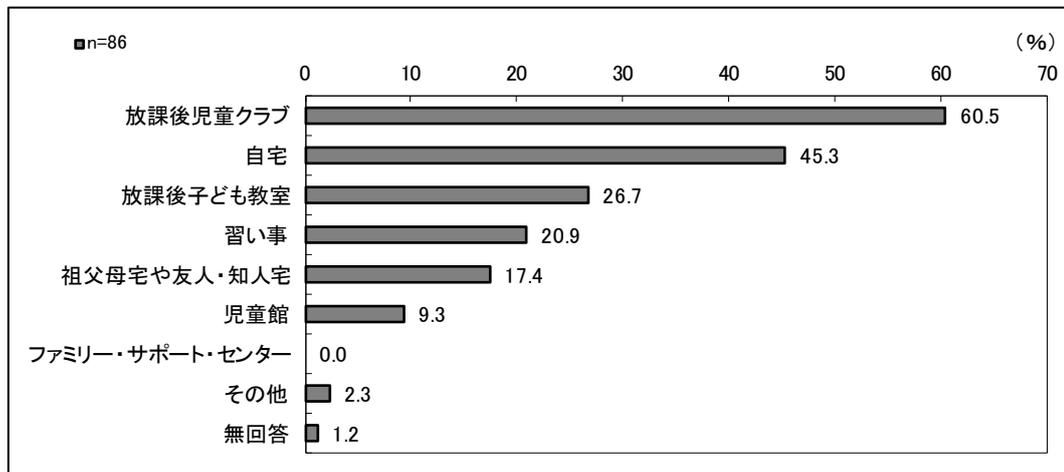
【複数回答】



「放課後児童クラブ」（60.5％）が最も高い割合を占めています。

「自宅」（45.3％）、「放課後子ども教室」（26.7％）、「習い事」（20.9％）、「祖父母宅や友人・知人宅」（17.4％）、「児童館」（9.3％）等がこれに続いています。

■希望する小学校低学年の放課後の過ごしませ方（小学生の保護者）■



(6) 希望する小学校高学年の放課後の過ごし方【小学生の保護者の回答】

※ 小学生の保護者のみ

問 10 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）の間、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか（過ごさせたいと思いますか）。

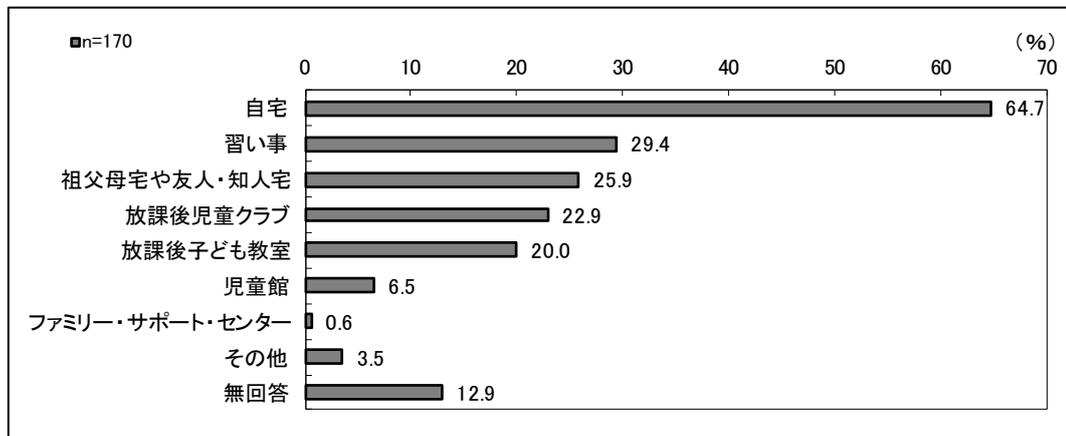
【複数回答】



「自宅」(64.7%) が最も高い割合を占めています。

「習い事」(29.4%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(25.9%)、「放課後児童クラブ」(22.9%)、「放課後子ども教室」(20.0%)、「児童館」(6.5%) 等がこれに続いています。

■希望する小学校高学年の放課後の過ごし方（小学生の保護者）■



(7) 児童虐待⁷またはその疑いのある子どもがいたことはあるか

【未就学児の保護者】

問 18 あなたの周りに、児童虐待または児童虐待の疑いがある子どもがいた（いる）ことはありますか。

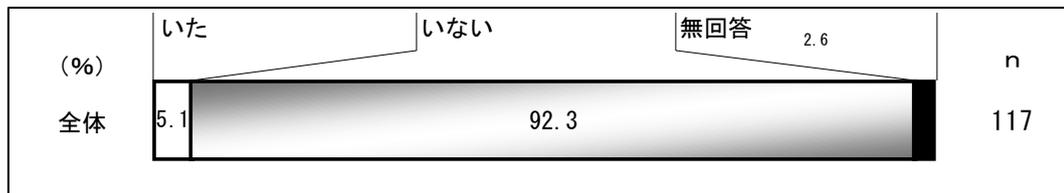
【小学生の保護者】

問 12 あなたの周りに、児童虐待または児童虐待の疑いがある子どもがいた（いる）ことはありますか。

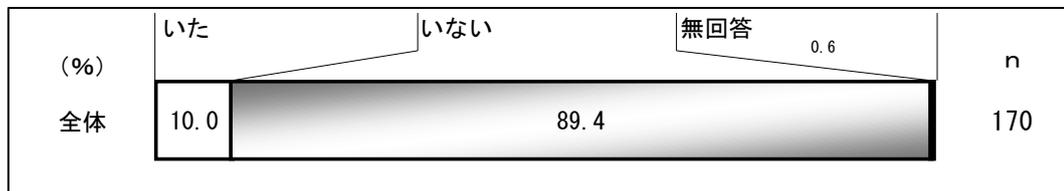


未就学児の保護者では、「いた」が5.1%、小学生の保護者では「いた」が10.0%となっています。

■ 児童虐待または疑いのある子どもがいたことはあるか（未就学児の保護者） ■



■ 児童虐待または疑いのある子どもがいたことはあるか（小学生の保護者） ■



⁷ 児童虐待…児童に対して身体的虐待（殴る、蹴る等）、性的虐待（裸にさせる等）、心理的虐待（無視する等）、ネグレクト（食事を与えない、病院へ連れて行かない等）の行為をすること。

(8) 児童虐待を防ぐために、特に有効なこと

【未就学児の保護者】

問 21 児童虐待を防ぐために、特に有効なことはどれだと思いますか。【複数回答】

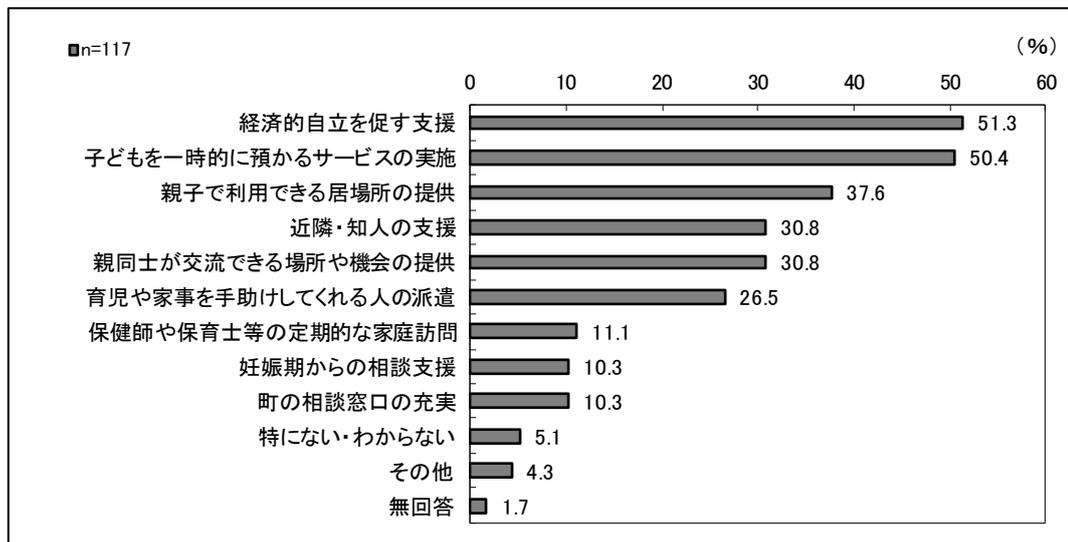
【小学生の保護者】

問 15 児童虐待を防ぐために、特に有効なことはどれだと思いますか。【複数回答】

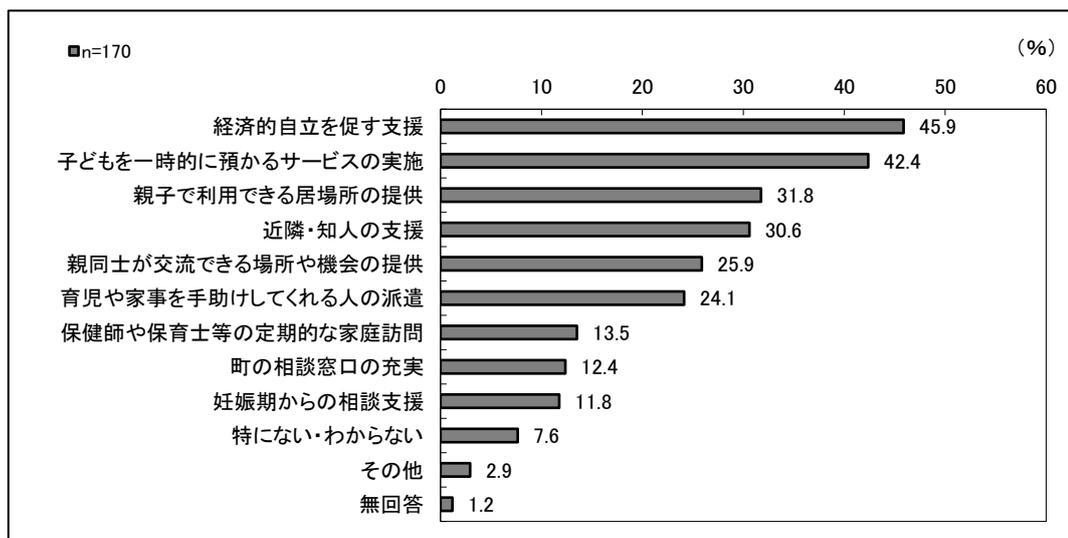


未就学児の保護者・小学生の保護者ともに、児童虐待を防ぐためには「経済的自立の支援」が有効とする割合が最も高くなっています。

■ 児童虐待を防ぐために、特に有効なこと（未就学児の保護者） ■



■ 児童虐待を防ぐために、特に有効なこと（小学生の保護者） ■



(9) 家族や親族友人・知人にヤングケアラー⁸はいるか

【未就学児の保護者】

問 23 家族や親族、または友人・知人のお子さんにヤングケアラーと思われるお子さんはいますか。【複数回答】

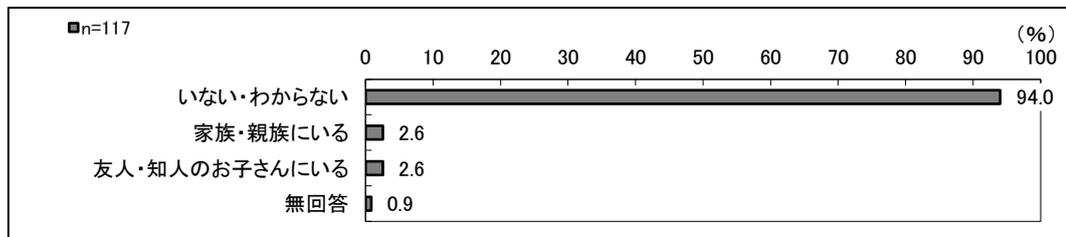
【小学生の保護者】

問 17 家族や親族、または友人・知人のお子さんにヤングケアラーと思われるお子さんはいますか。【複数回答】

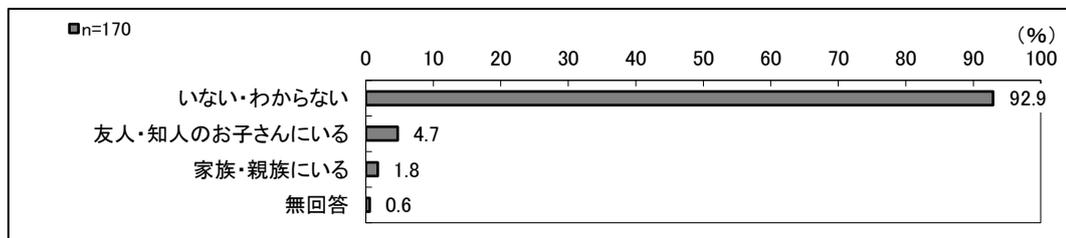


「家族・親族にいる」と「友人・知人のお子さんにいる」を足し合わせた“いる”が、未就学児の保護者では 5.2%、小学生の保護者では 6.5%となっています。

■家族や親族友人・知人にヤングケアラーはいるか（未就学児の保護者）■



■家族や親族友人・知人にヤングケアラーはいるか（小学生の保護者）■



⁸ ヤングケアラー…本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。状況によっては、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

(10) 理想の子どもの数

【未就学児の保護者】

問 26 あなたの理想とする子どもの数は何人ですか。

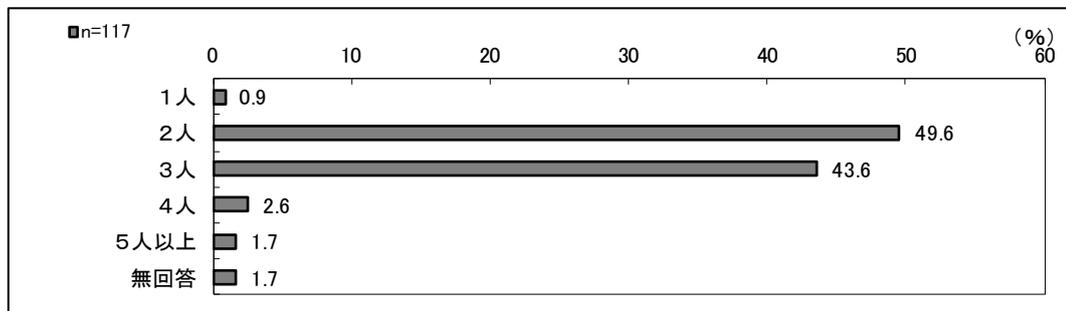
【小学生の保護者】

問 20 あなたの理想とする子どもの数は何人ですか。

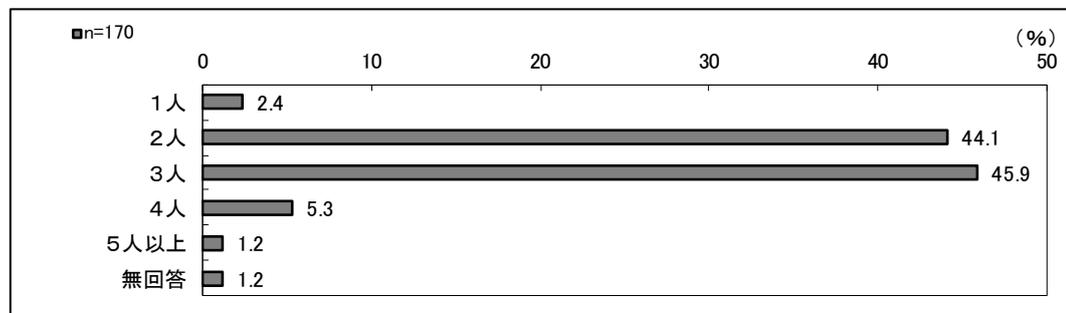


理想とする子どもの数は、未就学児の保護者・小学生の保護者ともに“2人以上”とする割合が大半を占めており、そのうちのおよそ半数が“3人以上”を希望しています。

■理想の子どもの数（未就学児の保護者）■



■理想の子どもの数（小学生の保護者）■



(11) 少子化対策として大切だと思うこと

【未就学児の保護者】

問 29 少子化対策として、どのようなことが大切だと思いますか。【複数回答】

【小学生の保護者】

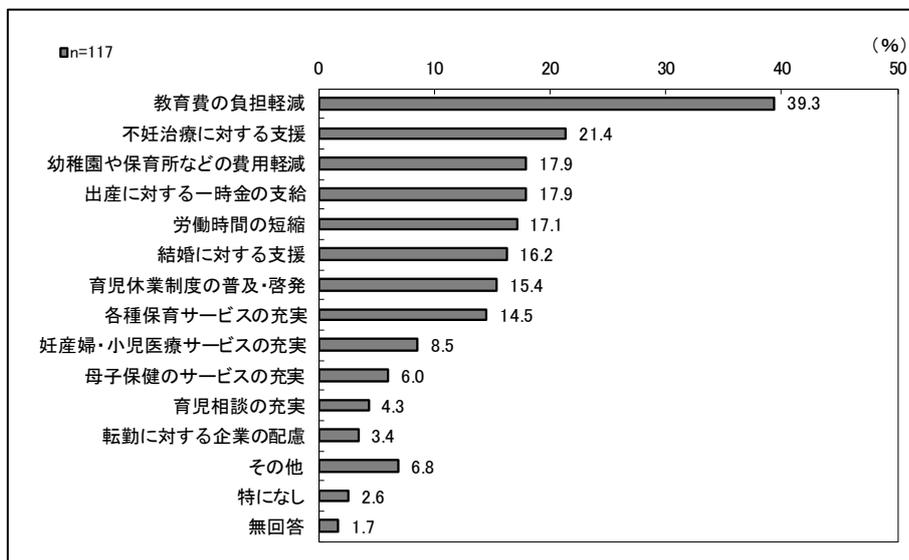
問 23 少子化対策として、どのようなことが大切だと思いますか。【複数回答】



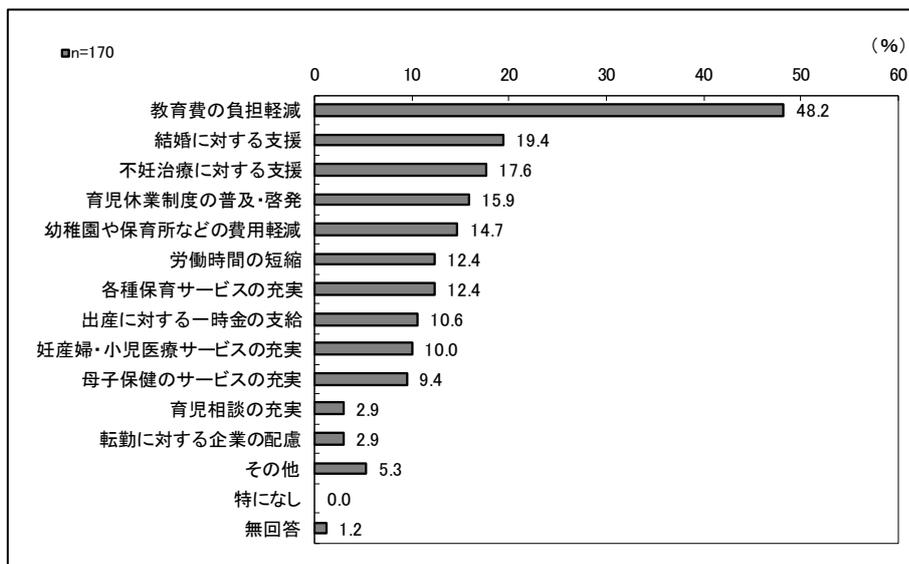
少子化対策として大切だと思うことについては、未就学児の保護者・小学生の保護者ともに「教育費の負担軽減」が最も高い支持を集めています。

また、「不妊治療に対する支援」についても高い割合となっています。

■ 少子化対策として大切だと思うこと（未就学児の保護者） ■



■ 少子化対策として大切だと思うこと（小学生の保護者） ■



(12) 子育てについて感じていること

【未就学児の保護者】

問 30 あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。

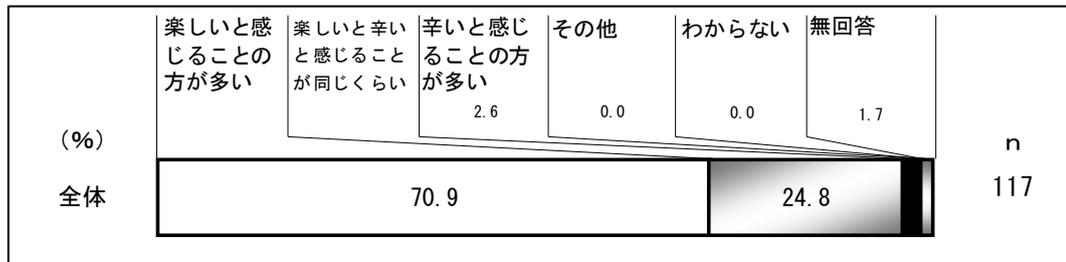
【小学生の保護者】

問 24 あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。

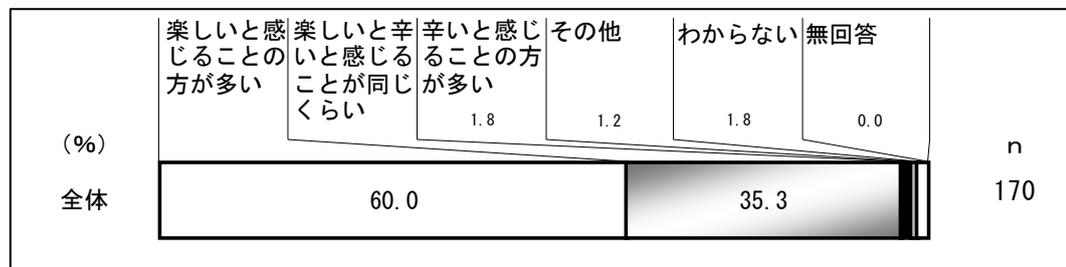


小学生の保護者では、未就学児の保護者と比較して「楽しいと感じることの方が多い」の割合が低下しています。

■子育てについて感じていること（未就学児の保護者）■



■子育てについて感じていること（小学生の保護者）■



(13) 幼稚園や保育所に望むこと【未就学児の保護者の回答】

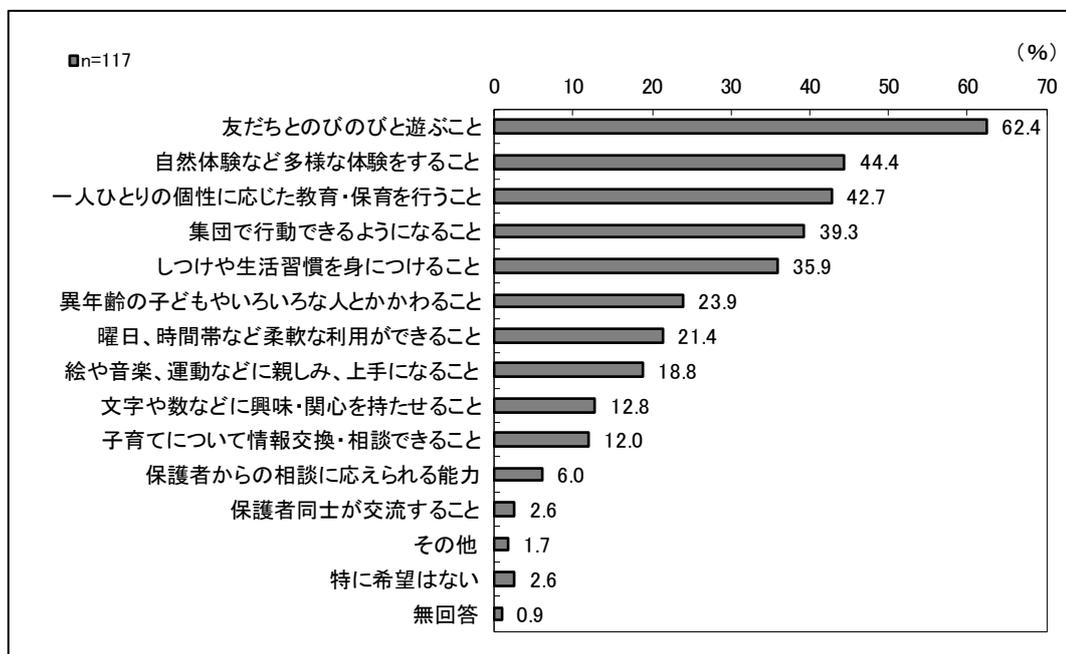
※ 未就学児の保護者のみ

問 32 幼稚園、保育所（園）にどのようなことを望みますか。【複数回答】



「友だちとのびのびと遊ぶこと」(62.4%) が最も高い割合を占める。
 「自然体験など多様な体験をすること」(44.4%)、「一人ひとりの個性に応じた教育・保育を行うこと」(42.7%)、「集団で行動できるようになること」(39.3%)、「しつけや生活習慣を身につけること」(35.9%) 等がこれに続く。

■ 幼稚園や保育所に望むこと（未就学児の保護者） ■



(14) 小学校で特に重視すべき教育

【未就学児の保護者】

問 33 あなたは、東庄小学校の教育で、どのようなことを身につける教育を特に重視すべきだと思いますか。【複数回答】

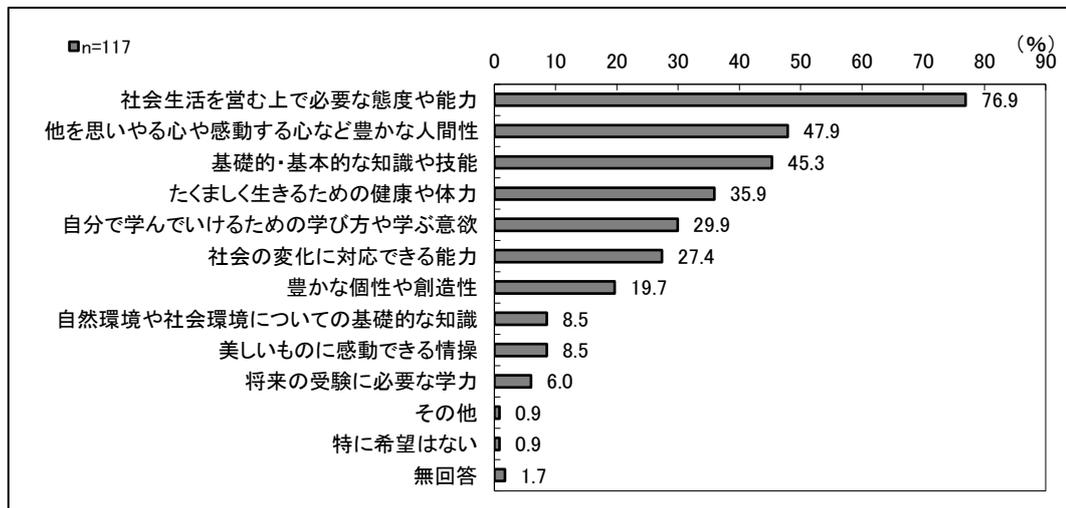
【小学生の保護者】

問 26 あなたは、東庄小学校の教育で、どのようなことを身につける教育を特に重視すべきだと思いますか。【複数回答】

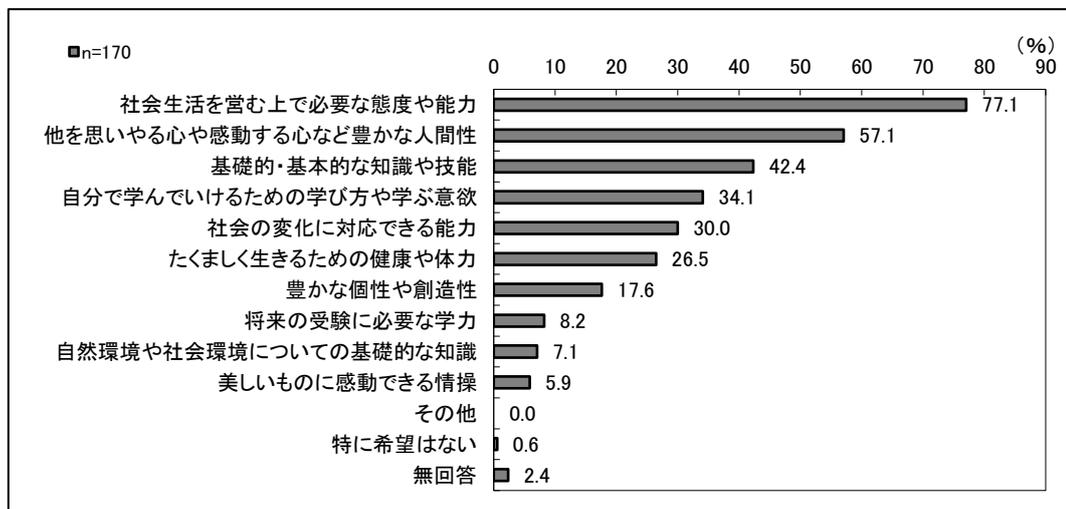


未就学児の保護者、小学生の保護者ともに、「社会生活を営む上で必要な態度や能力」や「他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」を重視すべきとしています。

■小学校で特に重視すべき教育（未就学児の保護者）■



■小学校で特に重視すべき教育（小学生の保護者）■



(15) 東庄町は子育てをしやすい環境と感じているか

【未就学児の保護者】

問 34 東庄町は、子育てをしやすい環境と感じていますか。

【小学生の保護者】

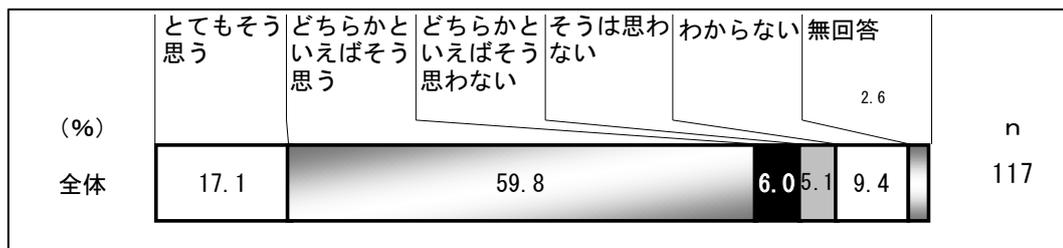
問 27 東庄町は、子育てをしやすい環境と感じていますか。



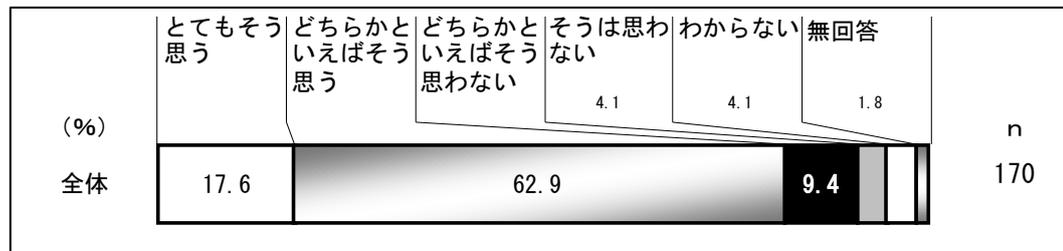
「とてもそう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足し合わせた“そう思う”は、未就学児の保護者が 76.9%、小学生の保護者が 80.5%となっています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」を足し合わせた“そう思わない”は、小学生の保護者が 13.5%、未就学児の保護者が 11.1%となっており、小学生の保護者が未就学児の保護者と比較して 2.4 ポイント高くなっています。

■東庄町は子育てをしやすい環境と感じているか（未就学児の保護者）■



■東庄町は子育てをしやすい環境と感じているか（小学生の保護者）■



(16) 子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと

【未就学児の保護者】

問 35 子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが重要だと思いますか。

【複数回答】

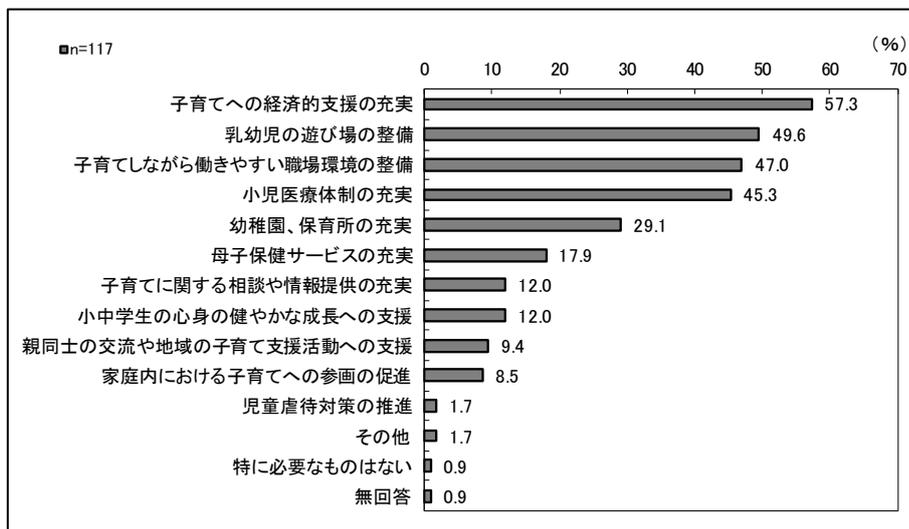
【小学生の保護者】

問 28 子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが重要だと思いますか。

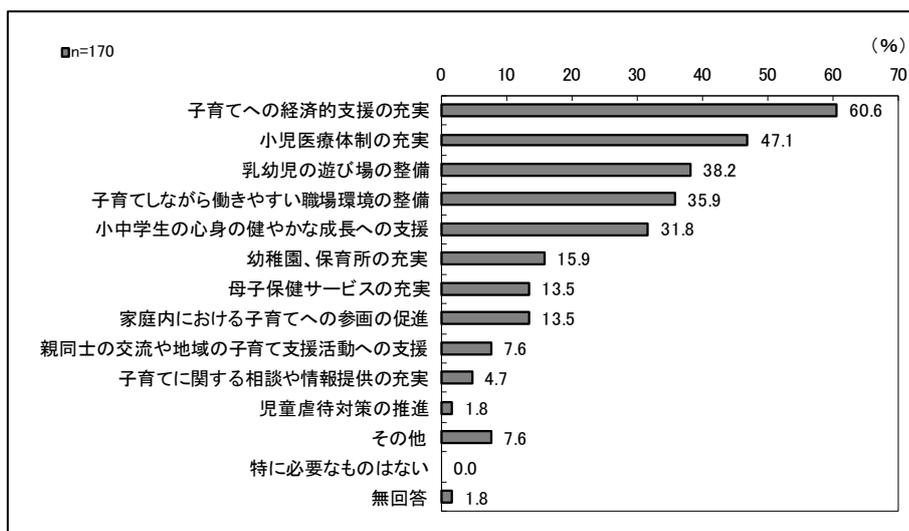
【複数回答】

未就学児の保護者・小学生の保護者ともに「子育てへの経済的支援の充実」が重要であると
しています。

■子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと（未就学児の保護者）■



■子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと（小学生の保護者）■



第4章 第2期計画の進捗状況

「第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画」について、個別の事業・取組ごとに令和6年10月時点の進捗状況を点検・評価しました。

なお、点検・評価は各所管部署による自己点検となっており、次の基準で評価しています。

【自己点検・評価基準】

- A：計画の記載内容について100%の進捗。
- B：計画の記載内容について80%程度の進捗。
- C：計画の記載内容について60%程度の進捗。
- D：計画の記載内容について40%程度の進捗。
- E：計画の記載内容について実施していない。

1. 計画全体の進捗状況

第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画の事業・取組を点検・評価した進捗状況について、それぞれAを100%、Bを80%、Cを60%、Dを40%、Eを0%として数値化し、全体の平均を求めると、

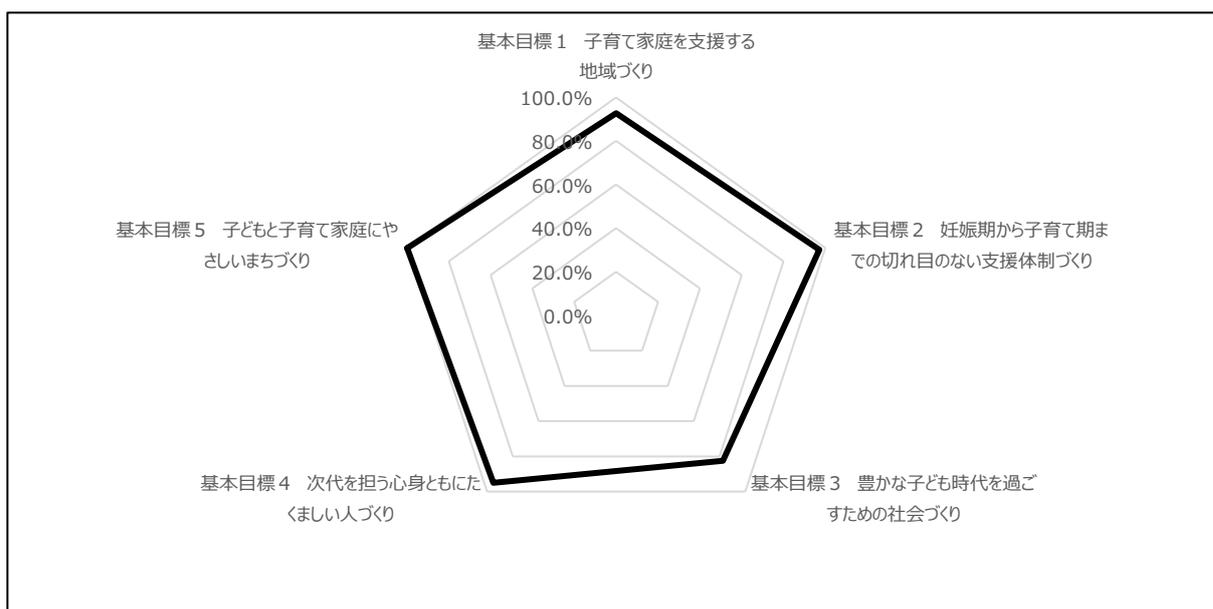
94.8%

の進捗率となりました。

今回評価した61の事業・取組には、様々な内容・性格のものが盛り込まれていますが、第2期東庄町子ども・子育て支援事業計画は、計画期間のうち4年が経過した時点でおおよそ95%が計画に基づき進捗してきたところです。

しかしながら、事業・取組の内容によっては十分に進捗してきたとは言えない分野もあるため、手法の改善や計画の見直しを含めた検討が必要となっています。

■基本目標ごとの進捗状況■



2. 基本目標ごとの進捗状況

基本目標1 子育て家庭を支援する地域づくり（進捗率 92.7%）

基本目標1における11の評価対象事業・取組の進捗率を主要施策ごとに点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標1においては、「児童遊園・児童館の整備」として、児童遊園の安全確保のため、老朽化した遊具の撤去を行っているものの、遊具の新設には至っていません。

また、「子育てネットワークの推進」として、医師や学校関係等、母子保健に係る職種や団体の代表が参加し、子どもたちの健康に関する会議を実施していますが、ネットワークの強化に関する検討が十分とは言えません。

■基本目標1における主要施策の進捗状況■

主要施策	進捗率
1-1 子育て支援サービスの充実	90.0%
1-2 子育て支援ネットワークの整備（「母子保健連絡会議」の開催）	90.0%
1-3 情報提供、相談体制の整備	100.0%

基本目標2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり（進捗率 97.2%）

基本目標2における29の評価対象事業・取組の進捗率を主要施策ごとに点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標2については、概ね計画どおりに事業・取組が進捗していますが、「障害のある子どものための施策の充実」の進捗率が他と比べて低くなっています。

療育⁹相談支援事業では、町内に障害児の日中支援施設がないことから、障害支援サービスのニーズがあっても利用に繋がられないケースがあります。

また、保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を強化し、一貫した療育体制づくり目指してきましたが、医療分野との連携が不足しています。

■基本目標2における主要施策の進捗状況■

主要施策	進捗率
2-1 小児医療の充実	100.0%
2-2 母子保健事業の推進	97.5%
2-3 思春期保健の充実	100.0%
2-4 障害のある子どものための施策の充実	80.0%

⁹ 療育…障害を持つ子どもに、機能の回復や長所を伸ばし社会的に自立することを目的として行われる治療と教育を併せ持つ行為。

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり（進捗率 82.5%）

基本目標3における8つの評価対象事業・取組の進捗率を主要施策ごとに点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標3については、児童虐待の発生予防に向けた取組に課題が残りました。

特に、教育分野における児童虐待防止対策として、教職員の知識の習得を目指して、人権研修会の受講を図りましたが、教育現場の業務過多や人員不足により、研修の受講は人権担当教諭のみの受講に留まり、全ての教職員の研修受講には至りませんでした。

また、町として里親制度への支援として周知・啓発を行ってきましたが、周知方法が限定的となっており、里親制度への効果的な支援の検討が必要です。

■基本目標3における主要施策の進捗状況■

主要施策	進捗率
3-1 子どもの権利の尊重	93.3%
3-2 児童虐待の発生予防等	76.0%

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり（進捗率 95.0%）

基本目標4における8つの評価対象事業・取組の進捗率を主要施策ごとに点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標4については、概ね計画どおりに取組が進捗しています。

■基本目標4における主要施策の進捗状況■

主要施策	進捗率
4-1 地域の福祉力・教育力の活性化	93.3%
4-2 住環境の充実	96.0%

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり（進捗率 100.0%）

基本目標5における6つの評価対象事業・取組の進捗率を主要施策ごとに点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

基本目標5については、概ね計画どおりに取組が進捗しています。

■基本目標5における主要施策の進捗状況■

主要施策	進捗率
5-1 安全・快適な施設の整備など	100.0%

第5章 計画の方向性

1. 東庄町における課題

(1) 人口減少と少子化の進行

本町の年齢3区分別人口は全ての区分で減少傾向にあり、人口減少が進行しています。

年齢3区分別人口を、町の総人口に占める割合で見ると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加傾向にある一方、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

将来を担う世代の減少は、人口減少を加速させることに繋がるため、子育て世代が仕事と生活を調和させながら、家族を持ち、子どもを産み育てることや、子育てに伴う喜びを実感でき不安なく子育てできるよう、生活基盤の安定化や子育てを社会全体で支える体制づくりが必要です。

(2) 仕事と子育ての両立

本町の女性の労働力率をみると、子育て世代で労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」の状況はみられず、女性の社会進出が進んでいます。

社会において女性が活躍できる環境が整う中、ひとり親家庭はもちろん核家族世帯における仕事と子育ての両立が課題となっています。

(3) 放課後の子どもの居場所

出生数が減少する一方で、小学生の保護者における母親の就労率は高い状況にあり、放課後の子どもの居場所の確保が課題となっています。

人口動態や町民ニーズに配慮しつつ、放課後の子どもの居場所の充実に向けた検討が求められます。

(4) 子どもの権利の保障

「こども大綱」では、全ての子どもや若者が、日本国憲法、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

育児放棄、児童虐待、ヤングケアラーが社会課題となる中、困難な状況におかれた子どもや子育て家庭の早期発見・早期支援を図るとともに、地域における支え合いの輪を広げていくことが必要です。

2. 計画の基本理念

「子ども・子育て支援法」は、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

さらに、「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもや子育て当事者に対する支援を通じて、子どもが健やかに生まれ育まれる環境を整えることを目指しています。

人口減少、少子化が深刻化する本町においては、次世代を担う子どもや若者が、仕事と生活を調和させながら、家族を持ち、子どもを産み育てることや、子育てに伴う喜びを実感でき不安なく子育てできるよう、地域、関係団体、行政が一体となって子どもの育ちと子育てを支援する体制の整備が必要です。

こうした「子ども・子育て支援法」や「次世代育成支援対策推進法」の目的や理念を勘案するとともに、本町の現状や課題を踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

■計画の基本理念■

地域で育てる 地域が支える
笑顔あふれる子育てのまち
とうのしょう



3. 基本目標

本計画の基本理念に基づき、本町の子ども・子育て支援施策の基本目標を以下のように定めます。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

ひとり親世帯を含めた全ての子育て世帯への支援に向けて、地域における様々な子育て支援サービス及び相談支援体制の充実を図ります。

また、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

基本目標2 母子保健の充実

母子の健康の確保及び増進を図るため、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図ります。

また、小児医療の経済的負担の軽減や、思春期保健の充実を図り、子どもの健康の確保及び増進を図ります。

基本目標3 子どもの心身の健やかな育成

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。全ての子どもが心身ともに健やかに育成できること及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにすることは社会全体の責任です。

東庄町は、支援の届きにくい生活困窮世帯の把握に努め、既存の経済的支援事業の周知及び利用促進を図るとともに、生活困窮世帯の子育て当事者の生活の安定及び自立の促進を図ります。

基本目標4 子育て環境の充実

子育て家庭に占める共働き家庭の割合が高い水準となる中、乳幼児期及び学童期の子どもがいる世帯にとって、安心して子どもを預けられる場所や子育ての不安や悩みを共有・相談できる場所の存在は大変重要です。

東庄町は、子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境の整備に向けて、教育・保育提供体制の適正化及び子ども・子育て支援事業の提供体制の適正化を図ります。

基本目標5 子どもの権利の保障と子育て家庭の自立支援

本計画の基本理念は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

東庄町は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもの権利と尊厳の擁護、子ども意見の聴取と政策決定過程への子どもの参画に向けた体制の整備を図ります。

4. 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



第6章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

基本施策 1-1 子育て支援サービスの充実

施策の方向性

- 幼児期の教育・保育サービスの充実と質の維持・向上を図ります。
- 地域子育て支援センターの運営を保育所に委託し、親子のふれあいや交流、育児相談を促進します。
- 地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、子育て家庭に対してきめ細かな支援を行うとともに、家庭における「子育て力」の向上を促進します。
- 子どもの居場所の充実を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
1-1-1	私立保育所委託事業	私立保育所の運営状況の把握に努め、適正な運営費補助を行います。	健康福祉課
1-1-2	認定こども園運営事業	教育・保育課程における幼児の変容の姿を的確にとらえて適切な援助に努め、家庭の「子育て力」、教育力を高めます。	健康福祉課 教育課
1-1-3	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	町内2か所の「子育て支援センター」の運営を保育園に委託し、乳幼児のいる親子のふれあいと交流、育児相談等を行います。 また、園庭を地域に開放することで、「子育て支援センター」への理解と親子の及び保護者間の交流を促進します。	健康福祉課
1-1-4	放課後児童クラブ・放課後子ども教室（一体型）	放課後児童クラブの児童も参加できる「放課後子ども教室」（一体型）を開設し、共通で利用できるプログラムを実施します。	健康福祉課 教育課
1-1-5	児童遊園・児童館の維持管理	子どもたちが安全に遊べる居場所と親子の交流の拠点の確保に向けて、児童館の計画的な維持管理を図ります。	健康福祉課
1-1-6	短期支援（ショートステイ）事業の実施	保護者の病気、出産などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う養育・保護を児童福祉施設への委託により実施します。	健康福祉課

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
1-1-7	子育て応援祝金の支給	子育て家庭の支援と活力あるまちづくりを進めるため、次代を担う子育て世帯を応援し、児童の健やかな成長を願う「子育て応援祝金(出産祝金・小中学校入学祝金)」を支給します。 出産祝金 10万円 小学校入学祝金 5万円 中学校入学祝金 5万円	健康福祉課
1-1-8	給食費等の無料化	こども園、小学校、中学校の給食費、保育園在園中の5歳児と第3子以降の児童の副食費を無料にし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	教育課 健康福祉課

基本施策 1-2 子育て支援ネットワークの充実

施策の方向性

- 地域ぐるみで子どもの育ちを支える機運醸成を図ります。
- 子育てに関する支援体制の充実を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
1-2-1	子育てネットワークの推進	地元開業医、保育、幼児・学校教育等、母子保健に関わる専門職との連絡会を通じて、関係職種・関係機関と連携強化を図ります。	健康福祉課
1-2-2	母子総合調整機能の充実	住民と行政のパイプ役となる「母子保健推進員」との情報共有を行うとともに、研修会や乳幼児健診を通じた連携を図り、母子の見守り活動を推進します。	健康福祉課

基本施策 1-3 支援・相談体制の充実

施策の方向性

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。
- 子育てに関する情報発信の充実を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
1-3-1	子育て相談・支援体制の充実	こども家庭センターの創設や伴走型支援の充実、関係機関との連携強化により妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート体制の構築を推進します。	健康福祉課
1-3-2	広報等による啓発と育児等相談	広報やホームページ等活用し、子育て世代に向けてわかりやすい内容で情報発信を行い、育児に関する必要な相談支援に繋がります。	健康福祉課
1-3-3	子育てモバイルサービス	育児に関する各種教室や予防接種スケジュールの管理機能をもつ子育てモバイルサービスの普及促進を図ります。 また、子育てモバイルサービスの内容の充実を図ります。	健康福祉課
1-3-4	国民健康保険税、国民年金保険料の軽減等の周知	広報、ホームページ、窓口などで、出産に伴う税の軽減並びに保険料の免除や、被災等に伴う各種減免制度の周知を図ります。	町民課

東庄町子育てモバイルサービス

東庄町では「子育て応援 コジリン☆なび」にて、子育て情報を提供しています。お子さんの誕生日に合わせた予防接種スケジュールの作成や、町周辺医療機関検索、町からのお知らせなど、様々な機能をご利用いただけます。

登録は無料です（通信費はご自身での負担となります）。



<https://tohnosho-town.city-hc.jp/>

お問い合わせ先 東庄町 健康福祉課 保健衛生係 0478-79-0911

基本目標 2 母子保健の充実

基本施策 2-1 母子保健事業の推進

施策の方向性

- 不育症治療費の助成を行い、子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担を軽減します。
- 妊婦健康診査や妊婦訪問指導を行い、異常や疾病の早期発見・早期治療に繋がります。
- 乳幼児健康診査等を通じて、子どもの健康の確保と発達を支援します。
- 産後の母親の心身のケアを行うとともに、育児の不安解消のための相談支援を行います。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
2-1-1	不育症治療費助成事業	子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担の軽減のため、不育症治療費の一部を助成します。	健康福祉課
2-1-2	妊婦健康診査（委託事業）	妊婦を対象とした健康診査を実施することにより、異常の早期発見、適切な治療、保健指導を行い、安心して妊娠期から出産を迎えられるよう支援します。	健康福祉課
2-1-3	妊婦訪問指導	希望する妊産婦を対象に、疾病の予防、早期発見や健康の保持増進のための日常生活指導を行います。 また、妊婦訪問指導の周知拡大及び助産師と連携して指導内容の充実を図ります。	健康福祉課
2-1-4	新生児訪問／乳幼児訪問	子どもの健やかな成長に繋げるため、保健師による家庭訪問を実施し、子どもの発育状況の確認と保護者への育児支援を行います。 新生児訪問は希望する方、乳幼児訪問は全戸訪問を行っています。	健康福祉課
2-1-5	産後ケア事業	専門職による心身のケアや育児相談等を通して、安心して子育てができるようサポートを行います。 産婦に対する身近な支援として、産後ケア事業の周知拡大と利用の促進を図ります。	健康福祉課
2-1-6	乳児健康診査（委託事業）、 4か月児健康診査	乳児の発育・発達が順調かどうかを確認するとともに疾病の早期発見を図り、心身の健全な発達を支援・促進します。 乳児の健やかな成長発育のため、内容の充実を図るとともに、健康診査の定例開催を目指します。	健康福祉課

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
2-1-7	1歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査	幼児期における心身の障害などの早期発見、乳歯のう歯（虫歯）予防と幼児の生活習慣の形成を図ります。 乳児の健やかな成長発育のため、内容の充実を図るとともに、健康診査の定例開催を目指します。	健康福祉課
2-1-8	離乳食・育児相談	乳児の食事に対する確認と育児について気軽に相談できるよう、面談や電話にて育児相談を実施します。 必要時には、栄養士と連携し子どもの食事についてのアドバイスをを行います。	健康福祉課
2-1-9	歯科保健・相談事業	希望者を対象に、「パパママ歯科健診」、「2歳児歯科健診」を実施し、歯の健康づくりに関する指導と健康教育を実施しています。 妊娠期から子育て世代に向けて歯の健康づくりの普及啓発とむし歯予防の強化を図ります。	健康福祉課
2-1-10	予防接種	予防接種についての丁寧な説明と、正確な接種スケジュールの周知を図ります。	健康福祉課
2-1-11	言語・発達支援相談	言語面、情緒面等で支援が必要な子どもに関して、専門相談員が個別面接により相談指導を行います。 保護者の心配事・困り事等の相談に応じて、丁寧な対応と必要な支援に繋がります。	健康福祉課
2-1-12	どんぐり教室 (年少～年長クラス)	臨床心理士と連携して、言語面、情緒面などで気になる子どもについて、集団の場で遊びながら発達を促します。 また、保護者に対しては、親子の関わり方を学ぶ機会となるよう内容の充実を図り、就学支援、療育支援等必要な支援に繋がります。	健康福祉課

基本施策 2-2 小児医療の充実

施策の方向性

- 子どもの入院・通院等の医療費助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 未熟児を対象とした医療費助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 障害児の自立支援育成医療（育成医療）に対する給付を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
2-2-1	子どもの医療費助成	子どもの入院・通院等に係る医療費を助成します。 高校生までの子どもに、医療費助成券を発行して医療費を無料化し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図ります。	健康福祉課
2-2-2	未熟児養育医療助成	出生体重 2,000 g 以下または生活力が特に弱い人を対象として、養育医療費の助成を行います。 子ども医療担当部署と連携し、対象者へ養育医療費の助成の周知及び助成を実施し、未熟児養育医療に係る医療費負担の軽減を図ります。	健康福祉課
2-2-3	障害児の自立支援育成医療費の給付	障害が残ると認定される疾病にかかっている児童で治療効果が確実に期待できる人を対象に、「育成医療」に係る費用を給付します。	健康福祉課

基本施策 2-3 思春期保健の充実

施策の方向性

- 思春期や性についての学習機会を確保し、中学校と連携し保健学習会の充実を図ります。
- 児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努めるとともに、支援を必要とする子どもに対する適切な対応を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
2-3-1	青少年の健康づくり（思春期保健）の推進	中学校養護教諭と連携して中学1・2年生を対象に保健学習会を実施し、思春期や性についての学習機会を確保します。 引き続き、中学校と連携し、保健学習会の充実を図ります。	健康福祉課 教育課
2-3-2	「こころの健康」づくり（相談事業）の充実	中学校と連携して実施する保健学習会を通じて、こころの相談窓口の周知を行うとともに、保健所と連携して相談事業の充実を図ります。	健康福祉課 教育課
2-3-3	食の健康づくり、「食」に関する普及・啓発の推進	「食生活」を通じた子どもたちの健康づくりと、より良い食習慣について考える場の提供を行っています。 また、こども園や小学校、中学校と連携し、食育 ¹⁰ に関する知識の普及と啓発の充実を図ります。	健康福祉課 教育課

¹⁰ 食育…生きる上での基本として、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

基本目標3 子どもの心身の健やかな育成

基本施策3-1 確かな学力の向上

施策の方向性

- 教師の質・専門性を高める研修を進めます。
- 学習環境を整備します。
- 主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善を行うために指導・支援を行います。
- 全国学力・学習状況調査の分析を行い、教師の指導に役立てます。
- 読書活動の励行を積極的に行います。
- 体験的な学習活動を推進します。
- 家庭学習の習慣化と家庭への啓発を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
3-1-1	教師の質・専門性の向上	教師の質や専門性を高めるために専門知識や指導法研修を充実させます。	教育課
3-1-2	学習環境の整備	デジタル教材、ICTを活用した授業の推進を進めます。 こども園、小・中学校に学習支援員を配置し、学習支援体制を整えます。	教育課
3-1-3	児童生徒のモチベーションの向上	教員が「主体的・対話的で深い学び」の学習を積極的に取り入れるよう指導していきます。	教育課
3-1-4	全国学力・学習状況調査の活用	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学習状況の把握とその活用を図ります。	教育課
3-1-5	読書の励行	小学校等に図書館司書を配置し、読書の励行に努めます。 Pop コンテストを実施し、読書活動の推進を図ります。	教育課
3-1-6	体験的な学習の推進	自然体験学習、日本文化体験学習、地域学習などを積極的に行うよう学校ニーズに応じた対応を進めます。	教育課
3-1-7	家庭学習の習慣化	家庭学習の習慣化を図るよう小中学校への指導や保護者への啓発を図ります。	教育課

基本施策 3-2 豊かな心の育成

施策の方向性

- 道徳教育・福祉教育・人権教育の充実と教職員の研修の充実を図ります。
- いじめの早期発見と早期解決に取り組みます。また、人権教育を推進します。
- 「誰一人も取り残さない」という視点から不登校児童生徒への支援体制を整えます。
- 体験的な活動や文化・芸術に触れ合う機会をつくり、情操教育を進めます。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
3-2-1	道徳教育の励行	小中学校では道徳教育推進校（令和5・6年度県指定）として指定研究を進めてきました。引き続き道徳教育を推進するよう、教育委員会として教職員の助言・指導に当たります。 教職員の道徳教育に関する研修への参加を進めます。	教育課
3-2-2	福祉教育の推進	小中学校では福祉教育推進校（令和6年～8年）まで県からの指定を受け、地域や社会福祉協議会等との連携を図り福祉教育を推進します。 特別支援教育に関する研修を進め、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。	教育課 健康福祉課
3-2-3	人権教育の推進と啓発 いじめ防止・心のケア支援体制	東庄町人権擁護委員による授業の実施を行います。また、教職員への学校人権・社会人権など人権教育に関する研修への参加を励行します。研修の内容については他の教職員への伝達研修を行うよう指導します。 人権に関する話題を保護者に提供するなど人権意識の啓発を図ります。 いじめは「しない・させない・ゆるさない」という姿勢を教職員に持たせ、いじめ防止に関するアンケートを行うよう指示します。 スクールカウンセラー ¹¹ ・スクールソーシャルワーカー ¹² を配置し教育相談活動を充実させます。	教育課 町民課 健康福祉課

¹¹ スクールカウンセラー…児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

¹² スクールソーシャルワーカー…教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るコーディネーター。

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
3-2-4	不登校児童生徒支援	不登校児童生徒の支援を積極的に行います。学校外に適応指導教室を設置します。また、小中学校内にサポートルームを設置し、不登校児童生徒の減少を目指します。	教育課
3-2-5	情操教育の推進	多面的に学びを提供するために、小中学校に補助金を交付します。 地域統括コーディネーターを小学校に配置し、学校と地域の連携に努めます。 小学校における放課後子ども教室の講座を充実させます。 小学校における情操教育の一環として千葉交響楽団等を招き、芸術に触れ合う機会をつくります。 また中学校においては「日本文化体験学習」の充実を図るため補助金を交付します。	教育課

基本施策 3-3 健やかな体の育成

施策の方向性

- 健康教育の推進を図ります。
- 体力の向上を図るために町主催の体育イベントへの参加や地域クラブ活動への参加を促進します。
- 食育の推進を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
3-3-1	健康教育の充実	保護者にリーフレットを配布するなどし「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。 養護教諭・健康福祉課職員を交えた会議等を行い、健康教育を推進します。 健康福祉課と連携して、性教育、飲酒・喫煙、がん予防などの様々な健康教育に関する講話を行います。	教育課 健康福祉課
3-3-2	体力の向上 小中学生の地域クラブ活動の拡充と参加の促進	スポーツフェスタやコジュリンマラソン大会等への児童生徒の参加を促し、体力の向上に努めます。 中学生の地域部活動展開に伴い、小中学生が活動できるスポーツクラブ等の拡充を図ります。	教育課
3-3-3	食育の推進	栄養教諭等による食育の推進を図ります。また、全教科を通じて食育を教育課程に位置付けさせます。 こども園や、小中学校と連携し、食育に関する知識の普及と啓発の充実を図ります。	教育課 健康福祉課

基本施策 3-4 家庭や地域における教育力の向上

施策の方向性

- 家庭教育支援を充実させます。
- 学校運営協議会を通して、様々な教育課題について熟議を行います。
- 地域の教育力の強化を図ります。
- 地域で子どもを支える文化を醸成します。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
3-4-1	「あいさつ運動」の励行	こども園・小中学校の児童生徒のあいさつ運動を推進します。	教育課
3-4-2	家庭教育支援	小中学校に家庭教育学級を設置し、家庭の教育力の向上と保護者同士の交流を図ります。 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を有効活用するよう促します。	教育課
3-4-3	学校運営協議会（コミュニティ・スクール ¹³ ）の充実	令和5年度に設置した学校運営協議会を活用し、様々な教育課題について熟議を行い、学校・家庭・地域の連携と共通理解を図ります。	教育課
3-4-4	地域の教育力の強化	学校地域統括コーディネーターを小学校に配置し、学校と地域の連携を図り地域の教育力の向上に努めます。 地域の自然や歴史、農業体験、地域資源を活用したふるさと教育を推進するための講座を拡充します。	教育課
3-4-5	地域で子どもを支える文化の醸成	地域のまつり、スポーツフェスタ、ふれあいまつりなどの活動にボランティアを募り、社会性や協調性を育みます。	教育課 まちづくり課

¹³ コミュニティ・スクール…コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

基本目標4 子育て環境の充実

基本施策4-1 良質な住環境の確保

施策の方向性

- 自然豊かなまちとして、移住、定住支援をします。
- 三世代で同居するための住宅の新築やリフォームなどの一部に補助を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減と定住の促進を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
4-1-1	ゴミ0（ゼロ）運動・クリーン作戦	「きれいなまちづくり」をめざして、次代により良い環境を残すように図ります。	町民課
4-1-2	定住促進事業	東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県）から東庄町に移住する世帯に補助金を交付します。	総務課
4-1-3	三世代ファミリー定住支援事業	子育て環境の充実、高齢者支援を推進するとともに、定住化の促進を図ることを目的とし、親、子、孫（中学生以下）の三世代が同居するための新築・増築・リフォーム等に係る費用の一部を補助します。	まちづくり課

基本施策 4-2 安全な道路交通環境の整備

施策の方向性

- 交通安全教室を通して、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、子どもの交通事故防止を行います。
- 自転車乗車用ヘルメット購入費の助成を行い、自転車利用者による重大な交通事故を未然に防ぎます。
- 通学路やスクールゾーン¹⁴などの生活道路などにおける交通安全秩序を維持するため、交通安全施設の整備を行います。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
4-2-1	交通安全教室の実施	幼児交通安全教室や自転車交通安全教室を実施し、安全に道路を通行するために必要な技能や知識の習得を図ります。	総務課
4-2-2	自転車乗車用ヘルメット購入費の助成	自転車乗車時の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットの購入費用の一部を助成します。 (購入費の2分の1で上限2千円 1人につき1回)	総務課
4-2-3	通学路防犯灯設置事業	児童や生徒の安全を守るため防犯灯の状況を調査し、防犯灯の設置と修繕等を行います。	教育課
4-2-4	交通安全施設の充実	交通安全施設(歩道、カーブミラー、ガードレール、路面標示など)の充実を図ります。	まちづくり課 総務課

¹⁴ スクールゾーン…児童が登下校時に集中する小学校周辺の特定地域を児童の安全を確保する重点エリア。

基本施策 4-3 安全・安心なまちづくり

施策の方向性

- 通学路の安全対策を進めます。
- 行政や警察、ボランティア団体などと連携した防犯パトロール活動により、犯罪抑止や非行防止に努め、安全・安心を感じる住みよいまちづくりを推進します。
- ドローンによる下校時の見守りを行います。
- 安全に関する様々な会議や事業を実施し、学校・家庭・地域の連携と共通理解を図ります。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
4-3-1	防犯灯設置修理補助金	防犯の観点から、区の申請により設置と修理に補助金を交付します。	総務課
4-3-2	あんしんわがまち防犯パトロール隊	防犯・非行防止のため、警察、消防、保護司、防犯組合連合会役員と町職員による巡回を月2回実施します。	総務課 教育課
4-3-3	地域ぐるみの学校安全推進モデル事業の実施	地域社会と連携した学校安全に関する事業を実践し、子どもを守るための支援体制の強化・充実に努めます。	教育課
4-3-4	ドローンによる下校時の見守り	中学校の下校においてドローンによる定期的な見守り（実証実験）を行い、将来的には小学校等にも広めます。	教育課
4-3-5	東庄町通学路安全推進会議	香取土木事務所、香取警察署、総務課、まちづくり課、小中学校と連携し通学路における危険箇所を調査し、改善に努めます。	教育課 総務課 まちづくり課
4-3-6	地域安全推進事業	地域安全推進事業の実施のため中学校に補助金を交付します。	教育課
4-3-7	れんらくアプリの導入	「れんらくアプリ」を導入し、学校と保護者の連携の迅速化を図ります。	教育課
4-3-8	通学路防犯灯設置事業（再掲）	児童や生徒の安全を守るため防犯灯の状況を調査し、防犯灯の設置と修繕等を行います。	教育課

基本目標5 子どもの権利の保障と子育て家庭の自立支援

基本施策 5-1 子どもの権利擁護

施策の方向性

- 人権教育の推進と啓発、いじめ防止・心のケア支援体制を図ります。
- 児童虐待防止とその啓発を行います。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
5-1-1	人権教育の推進と啓発 いじめ防止・心のケア支援 体制（再掲）	東庄町人権擁護委員による授業の実施を行います。また、教職員へ学校人権・社会人権など人権教育に関する研修への参加を励行します。研修の内容については他の教職員への伝達研修を行うよう指導します。 人権に関する話題を保護者に提供するなど人権意識の啓発を図ります。 いじめは「しない・させない・ゆるさない」という姿勢を教職員に持たせ、いじめ防止に関するアンケートを行うよう指示します。 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し教育相談活動を充実させます。	教育課 町民課 健康福祉課
5-1-2	児童虐待の防止と啓発	学校、児童相談所 ¹⁵ 、その他関係機関との連携を図り、学校で児童虐待が疑われる事案が発生した場合は、「迷わず通報」を基本とします。 教育相談を充実し、児童生徒の心のケアを行います。 保護者等に児童虐待防止に関する様々な情報の提供を行い、その啓発に努めます。	健康福祉課 教育課

¹⁵ 児童相談所…子どもに関する相談に応じ、問題、ニーズ、状況等を捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的とした機関。

基本施策 5-2 要保護児童への適切な対応

施策の方向性

- 児童の安全確保のための連携強化と要保護児童対策地域協議会¹⁶の充実を図ります。
- 地域の実態把握・支援のための連携強化と検診等の活用による虐待の早期発見につなげます。
- 児童虐待防止とその啓発を行います。
- 児童の安全確保のための児童福祉施設入所に係る児童相談所との連携強化を図ります。
- 関係機関との連携による里親制度の効果的な周知に努めます。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
5-2-1	「要保護児童対策地域協議会」の運営の充実	児童相談所や警察など関係機関との情報共有等、連携強化に努め、子どもの安全確保を最優先とする取組として「要保護児童対策地域協議会」の充実を図ります。	健康福祉課
5-2-2	地域と連携したシステムの強化	主任児童委員や母子保健推進委員など地域の子育て家庭の実態把握・支援するための連携を強化し、虐待の発生を予防します。 また、育児相談や「子育て支援センター」などの子育て支援事業、新生児訪問や乳幼児健診などを通じて虐待の早期発見を図ります。	健康福祉課
5-2-3	児童虐待の防止と啓発（再掲）	学校、児童相談所、その他関係機関との連携を図り、学校で児童虐待が疑われる事案が発生した場合は、「迷わず通報」を基本とします。 教育相談を充実し、児童生徒の心のケアを行います。 保護者等に児童虐待防止に関する様々な情報の提供を行い、その啓発に努めます。	健康福祉課 教育課
5-2-4	児童福祉施設への入所支援	虐待や養育者の不在等により、児童福祉施設への入所を要すると判断される児童について、当該家庭の状況について児童相談所に情報提供し、必要に応じた連携を行います。 また、緊急を要する事案に関しては、状況に応じて措置入所を行い、児童の生命と安全の確保を図ります。	健康福祉課
5-2-5	「里親制度」等の周知	「親族里親」、「養育家庭」、「養子縁組里親」等の制度について、銚子児童相談所や民間団体と連携して、効果的な周知を行い、児童福祉の強化を図ります。	健康福祉課

¹⁶ 要保護児童対策地域協議会…要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図る機関。

基本施策 5-3 ひとり親家庭等の自立支援

施策の方向性

- 父子家庭や母子家庭など、子育てをしながら経済的に自立し、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する様々な取り組みを行っていきます。

主な取組

取組番号	取組・事業	取組の内容	所管課
5-3-1	児童扶養手当	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援するため支給します。	健康福祉課
5-3-2	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭などにかかる医療費のうち、保険診療に係る自己負担分を助成します。	健康福祉課
5-3-3	ひとり親家庭児童入学祝金	母子・父子家庭等の児童が、小学校及び中学校に入学する際、祝金を1人につき1万円支給します。	健康福祉課
5-3-4	経済的支援の充実	母子・父子家庭等に対し、保育園や放課後児童クラブの保育料、ファミリー・サポート・センター利用料を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
5-3-5	相談体制の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員、ひとり親家庭福祉推進員などによる生活相談や、関係機関との連携により相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	健康福祉課
5-3-6	就労支援の充実	県や関係機関などと連携して、職業訓練や技能習得の支援を行う就労相談や情報提供を行います。	健康福祉課

第7章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

1. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスに応じて提供するために設定するものですが、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すればきめ細やかな計画になりますが、一方で、弾力的な運用が困難となります。

本町では、第2期計画から引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域について、町全域を「1区域」として設定することとします。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設¹⁷に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（¹⁸事業所内保育事業所¹⁹における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み²⁰並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

¹⁷ 特定教育・保育施設…市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設（幼稚園、保育園等）。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

¹⁸ 特定地域型保育事業（所）…市町村長が地域型保育給付に係る事業として確認した地域型保育事業（保育所等）。

¹⁹ 事業所内保育事業（所）…会社の事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく地域の子も一緒に保育する事業。

²⁰ 量の見込み…サービス等をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込みの数です。基本的に、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて算出する。

2. 子どもの人口の推計

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■ 1歳階級別推計人口 ■

年齢	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	48	46	44	42	41
1歳	40	50	48	46	44
2歳	47	42	52	50	48
3歳	50	48	43	53	51
4歳	61	52	50	45	55
5歳	60	63	54	52	47
6歳	73	62	66	56	54
7歳	58	74	63	68	57
8歳	85	58	74	63	68
9歳	81	85	58	74	63
10歳	80	81	85	59	74
11歳	92	80	81	85	59
12歳	84	91	79	80	84
13歳	86	85	92	80	81
14歳	95	86	85	92	80
15歳	100	94	85	84	91
16歳	109	101	94	85	84
17歳	93	108	100	93	84
18歳	101	83	96	89	83
19歳	75	97	80	93	87
合計	1,518	1,486	1,429	1,389	1,335

※ 住民基本台帳による人口実績に基づく、コーホート変化率法による推計。

3. 保育の必要性の認定

(1) 保育の必要性の認定について

幼児期の教育・保育サービスの利用には、「保育の必要性」について、「就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学」等を基準とした認定を受ける必要があります。

■教育・保育給付の認定区分■

認定区分	対象者	給付の内容	利用できる施設・事業等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間 [※]	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育 ²¹ など

※ 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）などの対象となります。

資料：「子ども・子育て支援新制度ハンドブック 施設・事業者向け」

※ 上記は、制度上の認定区分です。保育所、幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設により、実際の受け入れ体制は異なりますので、詳細はご利用を希望される教育・保育サービス提供事業者にご確認ください。

(2) 保育標準時間と保育短時間

保育の必要性の認定については、「保育標準時間」（11時間保育）と「保育短時間」（8時間保育）の区分を設定します。

■保育時間の区分■

認定区分	就労時間の下限
保育標準時間 (11時間保育)	1か月 120時間以上
保育短時間 (8時間保育)	1か月 48時間以上 120時間未満

²¹ 小規模保育（事業）…会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものみだけでなく地域の子どものも一緒に保育する事業です。

4. 幼児期の教育・保育

(1) 量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」第 61 条第 2 項の 1 では、教育・保育提供区域における各年度の教育・保育サービスの量の見込み並びにサービス提供体制の確保方策について、子ども・子育て支援事業計画に定めることとされています。

本町の幼児期の教育・保育事業における量の見込みと確保方策は、以下の通りです。

■教育・保育サービスの量の見込みと確保方策■

(単位：人)

	1号認定	2号認定		3号認定			
		教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	9	48	106	14	31	45
	②提供体制	30	60	128	25	44	53
	町内施設	20	50	118	15	34	43
	特定教育・保育施設	20	50	118	15	34	43
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外施設		0	0	0	0	0
	町内居住児童の町外施設利用	10	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	21	12	22	11	13	8	
令和8年度	①量の見込み	9	46	101	13	38	40
	②提供体制	30	60	128	25	44	53
	町内施設	20	50	118	15	34	43
	特定教育・保育施設	20	50	118	15	34	43
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外施設		0	0	0	0	0
	町内居住児童の町外施設利用	10	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	21	14	27	12	6	13	
令和9年度	①量の見込み	8	41	91	13	37	49
	②提供体制	30	60	128	25	44	53
	町内施設	20	50	118	15	34	43
	特定教育・保育施設	20	50	118	15	34	43
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外施設		0	0	0	0	0
	町内居住児童の町外施設利用	10	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	22	19	37	12	7	4	
令和10年度	①量の見込み	8	42	93	12	35	47
	②提供体制	30	60	128	25	44	53
	町内施設	20	50	118	15	34	43
	特定教育・保育施設	20	50	118	15	34	43
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外施設		0	0	0	0	0
	町内居住児童の町外施設利用	10	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	22	18	35	13	9	6	
令和11年度	①量の見込み	9	43	95	12	34	46
	②提供体制	30	60	128	25	44	53
	町内施設	20	50	118	15	34	43
	特定教育・保育施設	20	50	118	15	34	43
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外施設		0	0	0	0	0
	町内居住児童の町外施設利用	10	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	21	17	33	13	10	7	

(2) 今後の方向性

本町では、計画期間において児童数の減少が見込まれています。そのため、新規の基盤整備は行わず、町の人口動態やサービス利用状況、子育て世帯のニーズ等を勘案しながら、利用定員の変更を含めた適切なサービス提供体制を維持していくことを基本とします。

また、多様化するニーズに対応するため、乳幼児期の教育・保育サービスの質の向上と保育人材の確保に資する支援に努めます。

(3) 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

① 認定こども園の普及

本町では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、「保護者の就労状況やその変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設」であることを踏まえ、認定こども園の安定的な運営を推進します。

② 質の高い教育・保育などの推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、その発達段階に応じた「質」の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要であることから、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等を対象とした各種研修への補助など、教育・保育、子育て支援についての専門性の強化等による保育士、幼稚園教諭等の資質の向上に努めます。

③ 認定こども園、保育所と小学校等との連携の支援・促進

子どもに、成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と小学校等との連携が不可欠であるため、本町では、すべての子どもについて、認定こども園・保育所等と小学校等との情報交換や園児と小学校児童との相互訪問等の交流活動などの情報交換・連携の取り組みを継続実施し、教育・保育施設等と小学校等との連携を強化、推進します。

5. 地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援法」第 61 条第 2 項の 2 では、教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにサービス提供体制の確保方策について、子ども・子育て支援事業計画に定めることとされています。

本町の地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策は、以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などについての情報提供と、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・連携・調整を行います。

「基本型」、「こども家庭センター型」とともに、「子育て世代包括支援センター」（「保健福祉総合センター」内）1 か所でサービスを提供していきます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	箇所	2	2	2	2	2
基本型・こども家庭センター型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関等	箇所	0	0	0	0	0
確保方策(B)	箇所	2	2	2	2	2
基本型・こども家庭センター型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関等	箇所	0	0	0	0	0
(B) - (A)	箇所	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育園の通常の保育時間（11 時間または 8 時間）を超えて保育時間の延長を行う事業です。

保育所では、町内のすべての園で時間外の保育を実施しており、保護者のニーズが高い事業です。現状として、利用を希望される方への受入体制が確保されており、引き続き、事業の継続・現状維持を図ります。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	35	35	34	33	33
確保方策(B)	人	35	35	34	33	33
(B) - (A)	人	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の就学している児童に、放課後、学校の余裕教室、専用施設などにおいて適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

「ゆめゆめクラブ」・「すぎのこクラブ」を統合し、令和2年度より、東庄小学校に敷地内において「東庄町放課後児童クラブ」で、放課後児童健全育成事業を実施しています。

また、同じ場所、共通の活動プログラムへの相互参加により、「放課後子ども教室」との一体的提供を実施しています。

引き続き、小学校の余裕教室等の活用、開設場所や利用時間の配慮等を行い、教育・福祉他関係部署と事業所が連携したクラブ運営を推進します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
放課後児童クラブ 量の見込み(A)	人	102	96	95	92	84
1年生	人	32	27	29	25	24
2年生	人	32	41	35	37	31
3年生	人	28	19	24	21	22
4年生	人	7	7	5	6	5
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	2	1	1	2	1
放課後児童クラブ 確保方策(B)	人	120	120	120	120	120
	箇所	1	1	1	1	1
(B) - (A)	人	18	24	25	28	36

① 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的または連携による実施に関する具体的な方策

次代を担う人材を育成するため、すべての子どもが放課後等を安全に安心して過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、今後は、「放課後子ども教室」のプログラムを、放課後児童クラブと共通のプログラムとして実施していくように図ります。

② 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施に関する教育委員会と福祉部局の具体的な連携についての方策

放課後子ども教室の実施にあたっては、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校施設や他の公共施設等の利用について、健康福祉課と教育委員会が連携するとともに、関係機関の理解と協力を得ながら進めます。

(4) 子育て短期支援事業

「保護者の病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により児童の育成が一時的に困難となった場合に、児童養護施設²²などにおいて養育・保護を行う事業です。子育て短期支援事業には、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」があります。

本町では未実施の事業となっていますが、ショートステイ事業について、本計画期間中の実施に向けた検討を行います。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月の乳児のいるすべての家庭を町の保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

家庭の状況に合わせて訪問時期や訪問者を調整し、全数訪問達成をめざします。

また、訪問拒否等の家庭については、関係機関等とも連携しながら電話相談等で対応し、未確認乳児にならないように努めます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人	41	39	37	36	35
確保方策(B)	人	41	39	37	36	35
(B)－(A)	人	0	0	0	0	0

²² 児童養護施設…保護者のいない児童や虐待されている児童等へ、安定した生活環境を整えるとともに、生活、学習、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設。

(6) 養育支援訪問事業等

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を町の保健師などが訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業です。

家庭を訪問し、「妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等が安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援」、「出産後間もない時期の養育者の育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援」、「不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善のための相談・支援」を行います。

若年妊婦、産後うつなど児童虐待のリスクのある家庭への支援を行い、虐待を防止します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	17	16	16	15	15
確保方策	—	実施体制：3人 実施機関：保健福祉総合センター				

(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児とその保護者が集い、相互に交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援・援助も行います。おおむね3歳未満の子どもと保護者を対象とします。

子育て全般に関する専門的支援を行う拠点として、町内の保育園運営の「子育て支援センター」2箇所と町運営の合計3箇所にて、子育て支援センター事業を展開していきます。保護者の子育てで不安感や孤立感を解消し、自信を持って子育てに向かえるよう、支援に努めます。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人回	3,915	4,002	4,176	4,002	3,857
確保方策	箇所	3	3	3	3	3

(8) 一時預かり事業

幼稚園における「一時預かり事業」は、通常の就園時間を延長して預かる事業（「預かり保育」）です。保育所における「一時預かり事業」は、乳幼児を、主に昼間に保育所等で一時的に預かる事業です。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	441	426	396	398	402
幼稚園型	人日	247	235	212	216	221
1号認定による利用	人日	247	235	212	216	221
2号認定による利用	人日	0	0	0	0	0
幼稚園型以外 [※]	人日	194	191	184	182	181
確保方策(B)	人日	490	490	490	490	490
幼稚園型	人日	250	250	250	250	250
幼稚園型以外 [※]	人日	240	240	240	240	240
(B) - (A)	人日	49	64	94	92	88

※ 私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3～5歳児の受入れ等

(9) 病児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では未実施の事業となっていますが、町単独での事業実施が困難なため、町民ニーズの動向を注視しながら、必要に応じて近隣市町との連携を含めた検討を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を行いたい人（「サポート会員」）と援助を受けたい人（「利用会員」）とから成る会員組織を設置し、相互援助活動についての連絡・調整等を実施する事業です。東庄町では、東庄町社会福祉協議会に委託し、センター会員の募集・登録、相互援助活動の調整、講習会の開催等を行います。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	130	130	130	130	130
一時預かり（幼稚園型を除く）	人日	10	10	10	10	10
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	人日	20	20	20	20	20
子育て援助活動支援事業 （就学後）	人日	100	100	100	100	100
確保方策(B)	人日	150	150	150	150	150
一時預かり（幼稚園型を除く）	人日	10	10	10	10	10
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	人日	20	20	20	20	20
子育て援助活動支援事業 （就学後）	人日	120	120	120	120	120
(B) - (A)	人日	20	20	20	20	20

※ 私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3～5歳児の受入れ等

(11) 妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です（検査回数：14回）。

引き続き、異常の早期発見、適切な治療、保健指導を行い、安心して妊娠期から出産を迎えられるよう支援します。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	52	50	48	46	45
確保方策	-	実施機関：委託医療機関				

(12) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

既に行っている伴走型相談支援事業を、引き続き法律に定められた妊婦等包括相談支援事業として実施していきます。

(13) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

本町では産婦人科等に宿泊してケアを受ける「宿泊型」、日中だけ滞在する「日帰り型」、ご自宅でケアを受ける「訪問型」を実施しており、産後の心身の休息や育児についての相談が受けられるよう支援しています。

■量の見込みと確保方策■

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	人日	36	35	34	33	33
確保方策(B)	人日	36	35	34	33	33
(B) - (A)	人日	0	0	0	0	0

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では未実施の事業となっていますが、本計画期間中の実施に向けた検討を行います。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

本町では未実施の事業となっていますが、町民ニーズの動向を注視しながら、必要に応じて事業実施に向けた検討を行います。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

本町では未実施の事業となっていますが、町民ニーズの動向を注視しながら、必要に応じて事業実施に向けた検討を行います。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

本町では未実施の事業となっていますが、町民ニーズの動向を注視しながら、必要に応じて事業実施に向けた検討を行います。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得の状況等を勘案して、本町が定める基準（低所得等）に該当する場合に、特定教育・保育を受ける際の日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用などに対する助成を行います。

本町では未実施の事業となっていますが、町民ニーズの動向を注視しながら、必要に応じて事業実施に向けた検討を行います。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町の確認を受けた認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等やファミリー・サポート・センター事業を、支給要件を満たした子どもが利用する際に要した費用について、町から「子育てのための施設等利用給付」を支給します。

国や千葉県の基準に基づき、良質かつ適切な教育・保育の提供に努めるとともに、対象となる児童、子育て世帯に適切な支援を行います。

第8章 計画の推進と進行管理

1. 役割分担と連携による計画の推進

(1) 連携・協力による取り組みの推進

本計画の推進に当たっては、すべての町民が、子ども・子育てを「社会全体の問題」として認識し、関与していくことが重要です。

町民、地域、事業者をはじめ「地域社会全体で子ども・子育てに関わる」という意識づくりに向けて、さまざまな機会を通じて町民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めます。

多様化した子育て支援に関する町民ニーズにきめ細かく対応していくことは、行政側からの一方的なサービスの提供のみでは困難です。本計画の中の多くの事業、取り組みは、人と人とのふれあいや、さまざまな人たちとの関わりが重要な要素であることから、子どもを含む町民や地域団体などの各種関係団体と連携し、施策・事業を推進していきます。

(2) 庁内関係部署の連携による推進

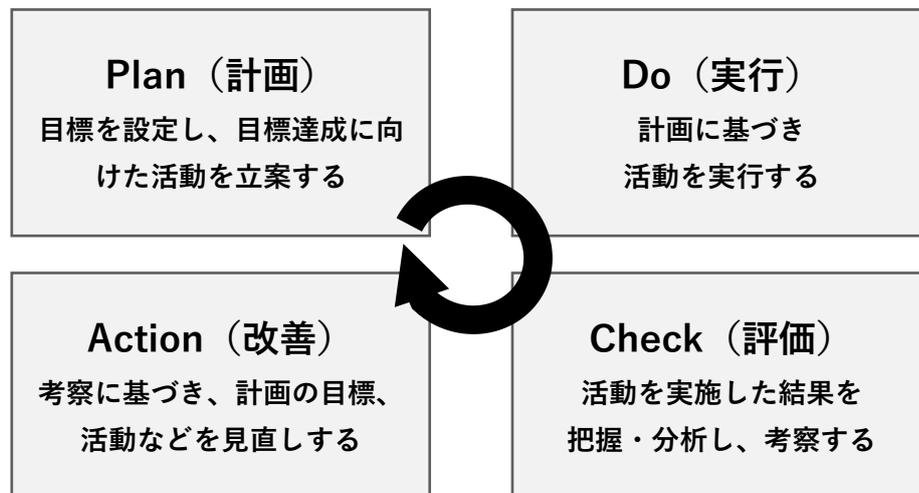
本計画中の施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、さまざまな部局に及びます。町民に効果的かつ効率的なサービスを提供するため、関係各局・部署間の役割分担と連携により、施策・事業の効果的な推進を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を一層強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するように努めます。

このため、「PDCA サイクル」(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、町民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

■PDCA サイクルによる進捗管理のイメージ■



第9章 資料編

1. 東庄町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月5日

条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、東庄町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子ども関係団体の推薦を受けた者
- (4) 教育関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 学識経験者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東庄町条例第58号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(令和5年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東庄町子ども・子育て会議設置条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2. 東庄町子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

選出区分	氏名	所属
子ども関係団体に属する者	岩井 宏幸	東庄小学校PTA 会長
子ども関係団体に属する者	土屋 丞	こじゅりんこども園保護者会 会長
子ども関係団体に属する者	◎ 大録 郷吉	手をつなぐ親の会 会長
子ども関係団体の推薦を受けた者	○ 岩瀬 澄江	東庄町民生委員児童委員協議会 主任児童委員
子ども関係団体の推薦を受けた者	常世田 玲子	東庄町母子保健推進員協議会 会長
子ども関係団体の推薦を受けた者	高橋 妙子	東庄町ひとり親家庭福祉推進員 会長
教育関係者	木内 史紀	東庄小学校 校長
教育関係者	関口 喜代美	こじゅりんこども園 園長
教育関係者	青野 敬	東庄町教育委員会 教育委員
保育関係者	諏訪 亜希	笹川中央保育園 園長

※ 名簿中「◎」印は会長、「○」印は副会長

3. 計画策定経過

時期	事項	内容
令和6年4月～5月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未就学児の保護者対象調査 配布数：233 有効回収数：117 有効回収率：50.21% ■ 小学生の保護者対象調査 配布数：332 有効回収数：170 有効回収率 51.20%
令和6年7月24日	令和6年度 第1回 東庄町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> • 第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画について
令和7年2月21日	令和6年度 第2回 東庄町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> • 第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年2月28日 ～ 令和7年3月13日	パブリック・コメントの実施	/
令和7年3月19日	令和6年度 第3回 東庄町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメント実施結果について • 第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画案について

第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 東庄町
企画・編集 東庄町 健康福祉課 子育て支援係
〒289-0612
千葉県香取郡東庄町石出 2692 番地 4
TEL 0478-79-0792 FAX 0478-80-3112